

令和5年度
特定地域型保育事業 実地指導 自主点検表
(家庭的保育事業等)

法人名					法人代表者の氏名	
事業所の名称					管理者の氏名	
事業所の類型	<input type="checkbox"/> 家庭的保育事業 <input type="checkbox"/> 小規模保育事業A型 <input type="checkbox"/> 小規模保育事業B型 <input type="checkbox"/> 小規模保育事業C型 <input type="checkbox"/> 事業所内保育事業 <input type="checkbox"/> 居宅訪問型保育事業				事業所の所在地 (〒 - -) 電話番号: FAX番号:	(元 - -)
利用定員(全体)	全体 人(※うち従業員枠 人) ※(事業所内保育事業の場合)					
利用定員の内訳	0歳	1歳	2歳	その他	備考	連携施設
	人	人	人	人		
自主点検表作成日	年 月 日				作成者 職・氏名	

盛岡市 保健福祉部 地域福祉課

令和5年 月作成

特定地域型保育事業の点検項目	
第1	基本方針(一般原則)
第2	利用定員の基準
第3	<p>運営の基準</p> <p>1 内容及び手続きの説明並びに同意</p> <p>2 提供拒否の禁止等</p> <p>3 あっせん、調整及び要請に対する協力</p> <p>4 受給資格等の確認</p> <p>5 教育・保育給付認定の申請に係る援助</p> <p>6 心身の状況等の把握</p> <p>7 小学校等との連携</p> <p>8 教育・保育の提供の記録</p> <p>9 利用者負担額等の受領</p> <p>10 施設型給付費等の額に係る通知</p> <p>11 特定教育・保育等の取扱方針</p> <p>12 特定教育・保育等に関する評価等(自己評価、関係者評価、第三者評価)</p> <p>13 相談及び援助</p> <p>14 緊急時等の対応</p> <p>15 教育・保育給付認定保護者に関する市への通知</p> <p>16 運営規程</p> <p>17 勤務体制の確保等</p> <p>18 定員の遵守</p> <p>19 重要事項等の掲示</p> <p>20 教育・保育給付認定子どもの平等な取扱い</p> <p>21 虐待等の禁止</p> <p>22 懲戒に係る権限の濫用禁止</p> <p>23 秘密の保持等</p> <p>24 情報の提供等</p> <p>25 利益供与等の禁止</p> <p>26 苦情への対応等</p> <p>27 地域との連携等</p> <p>28 事故発生の防止及び発生時の対応</p> <p>29 会計の区分</p> <p>30 記録の整備</p> <p>31 特定教育・保育施設等との連携</p> <p>32 電磁的記録等</p> <p>33 変更届の提出</p>
第4	<p>加算等の適用に係る要件</p> <p>1 基本部分(基本分単価)</p> <p>2 基本加算部分</p> <p>3 加減調整部分</p> <p>4 乗除調整部分</p> <p>5 特定加算部分</p>

特定地域型保育に要する費用の額(公定価格)の算定に関する基準における適用状況

※ 2 加算等の適用状況について記入願います。

1 基本情報	
項目	内容
適用年度	令和4年度
施設等の区分	小規模保育事業A型・B型(保育認定3号)

I 基本部分
1 基本分単価

2 加算等の適用状況【令和4年度(令和4年4月～令和5年3月)】※			
区分	加算項目	適用の有無	適用対象外となった月がある場合は記入
II 基本加算部分	1 処遇改善等加算 I	有 · 無	
	2 保育士比率向上加算 <小規模保育事業B型のみ>	有 · 無	
	3 障害児保育加算	有 · 無	
	4 休日保育加算	有 · 無	
	5 夜間保育加算	有 · 無	
	6 減価償却費加算	有 · 無	
	7 賃借料加算	有 · 無	
III 加減調整部分	1 連携施設を設定していない場合	有 · 無	
	2 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合	有 · 無	
	3 管理者を配置していない場合	有 · 無	
	4 土曜日に閉所する場合	有 · 無	
	5 国家公務員給与改定対応部分の補助を受けた場合	有 · 無	
IV 乗除調整部分	1 定員を恒常に超過する場合	有 · 無	
V 特定加算部分	1 処遇改善等加算 II	有 · 無	
	2 施設機能強化推進費加算	有 · 無	※3月分の給付費のみ適用
	3 栄養管理加算	有 · 無	
	4 第三者評価受審加算	有 · 無	※3月分の給付費のみ適用

※ 令和4年4月～令和5年3月の加算の適用状況を記入してください

特定地域型保育に要する費用の額(公定価格)の算定に関する基準における適用状況

※ 2 加算等の適用状況について記入願います。

1 基本情報	
項目	内容
適用年度	令和4年度
施設等の区分	小規模保育事業C型(保育認定3号)

I 基本部分
1 基本分単価

2 加算等の適用状況【令和4年度(令和4年4月～令和5年3月)】※			
区分	加算項目	適用の有無	適用対象外となった月がある場合は記入
II 基本加算部分	1 処遇改善等加算 I	有・無	
	2 資格保有者加算	有・無	
	3 障害児保育加算	有・無	
	4 減価償却費加算	有・無	
	5 賃借料加算	有・無	
III 加減調整部分	1 連携施設を設定していない場合	有・無	
	2 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合	有・無	
	3 管理者を配置していない場合	有・無	
	4 土曜日に閉所する場合	有・無	
	5 国家公務員給与改定対応部分の補助を受けた場合	有・無	
IV 乗除調整部分	1 定員を恒常に超過する場合	有・無	
V 特定加算部分	1 処遇改善等加算 II	有・無	
	2 施設機能強化推進費加算	有・無	※3月分の給付費のみ適用
	3 栄養管理加算	有・無	
	4 第三者評価受審加算	有・無	※3月分の給付費のみ適用

※ 令和4年4月～令和5年3月の加算の適用状況を記入してください

特定地域型保育に要する費用の額(公定価格)の算定に関する基準における適用状況

※ 2 加算等の適用状況について記入願います。

1 基本情報	
項目	内容
適用年度	令和4年度
施設等の区分	事業所内保育事業(保育認定3号)

I 基本部分
1 基本分単価

2 加算等の適用状況【令和4年度(令和4年4月～令和5年3月)】※			
区分	加算項目	適用の有無	適用対象外となった月がある場合は記入
II 基本加算部分	1 処遇改善等加算 I	有・無	
	2 保育士比率向上加算 <小規模保育事業B型のみ>	有・無	
	3 障害児保育加算	有・無	
	4 休日保育加算	有・無	
	5 夜間保育加算	有・無	
	6 減価償却費加算	有・無	
	7 賃借料加算	有・無	
III 加減調整部分	1 連携施設を設定していない場合	有・無	
	2 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合	有・無	
	3 管理者を配置していない場合	有・無	
	4 土曜日に閉所する場合	有・無	
	5 国家公務員給与改定対応部分の補助を受けた場合	有・無	
IV 乗除調整部分	1 定員を恒常的に超過する場合	有・無	
V 特定加算部分	1 処遇改善等加算 II	有・無	
	2 施設機能強化推進費加算	有・無	※3月分の給付費のみ適用
	3 栄養管理加算	有・無	
	4 第三者評価受審加算	有・無	※3月分の給付費のみ適用

※ 令和4年4月～令和5年3月の加算の適用状況を記入してください

特定地域型保育に要する費用の額(公定価格)の算定に関する基準における適用状況

※ 2 加算等の適用状況について記入願います。

1 基本情報	
項目	内容
適用年度	令和4年度
施設等の区分	家庭的保育事業(保育認定3号)

I 基本部分
1 基本分単価

2 加算等の適用状況【令和4年度(令和4年4月～令和5年3月)】※			
区分	加算項目	適用の有無	適用対象外となった月がある場合は記入
II 基本加算部分	1 処遇改善等加算 I	有・無	
	2 資格保有者加算	有・無	
	3 家庭的保育補助者加算	有・無	
	4 家庭的保育支援加算	有・無	
	5 障害児保育加算	有・無	
	6 減価償却費加算	有・無	
	7 貸借料加算	有・無	
III 加減調整部分	1 連携施設を設定していない場合	有・無	
	2 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合	有・無	
	3 土曜日に閉所する場合	有・無	
	4 国家公務員給与改定対応部分の補助を受けた場合	有・無	
IV 特定加算部分	1 処遇改善等加算 II	有・無	
	2 施設機能強化推進費加算	有・無	※3月分の給付費のみ適用
	3 栄養管理加算	有・無	
	4 第三者評価受審加算	有・無	※3月分の給付費のみ適用

※ 令和4年4月～令和5年3月の加算の適用状況を記入してください

(注) 本文中の標記については、次のとおりとします。

法	→ 子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）
施行令	→ 子ども・子育て支援法施行令（平成26年6月13日政令第213号）
施行規則	→ 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年6月9日内閣府令第44号）
平26府令39	→ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年4月30日内閣府令第39号）
市条例	→ 盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月30日条例第35号） 特定教育・保育、特定利用保育、特定利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準
告示	→ 等（平成27年3月31日内閣府告示第49号）

留意事項通知	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成28年8月23日府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号） ※ 改正(令和5年2月20日府子本第138号、4文科初第2190号、子発0220第1号)
--------	--

処遇改善等加算通知	施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて（令和2年7月30日府子本第761号、2文科初第643号、子発0730第2号） ※ 改正(令和4年11月7日府子本第968号、4文科初第1553号、子発1107第3号)
-----------	---

【留意点】

(1) 月途中で利用を開始又は利用を終了した子ども等に係る公定価格の算定方法・・・算式1又は算式2を用いて日割りにより算定すること

【算式1（月途中で利用を開始した子どもに係る公定価格の算定方法）】告示により算定された各月の公定価格×その月の月途中の利用開始日からの開所日数（注1）÷日数（注2）

【算式2（月途中で利用を終了した子どもに係る公定価格の算定方法）】告示により算定された各月の公定価格×その月の月途中の利用終了日の前日までの開所日数（注1）÷日数（注2）

（注1）・・・特定教育・保育等の提供を行う日をいい、（注2）の「日数」を超える場合は「日数」とする。（注2）・・・教育標準時間認定の子どもの場合20日、それ以外の子どもの場合25日。
(2)月途中で認定区分が変更した子どもに係る公定価格の算定方法・・・認定区分が変更した日の属する月の翌月（月初日に変更になった場合はその月）から適用する公定価格を変更すること。

ただし、認定区分の変更と併せて利用する施設等も変更となる場合は、変更前後の施設等において、(1)の方法により算定すること。

(3) 充足すべき職員数の算定方法・・・常勤以外の職員を配置する場合については、次の算式によって得た数値により充足状況を確認すること。

【算式】 常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計÷各施設・事業所の就業規則等で定められた常勤職員の1か月の勤務時間数=常勤換算値

●虚偽等の場合の返還措置

公定価格における充足すべき職員の配置状況や各加算等の要件について、指導監督等を通じてその適合状況を把握する。

指導監査の結果、施設・事業者が虚偽又は不正の手段により加算の認定等を受けていることが認められた場合には、既に支給された加算等の全部又は一部の返還措置を講じること。

点検項目	家庭	小A	小B	小C	居宅	事業所内	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)
【1】 基本方針													
1 基本方針	●	●	●	●	●	●	良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮され (1) た内容及び水準の特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するためには適切な環境を確保することを目指しているか。	□	□	□		平26府令39第3条第1項 市条例第3条第1項	
	●	●	●	●	●	●	特定地域型保育事業を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定地域型保育を提供するよう努めているか。 (2)	□	□	□		平26府令39第3条第2項 市条例第3条第2項	
	●	●	●	●	●	●	教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 (3)	□	□	□		平26府令39第3条第3項 市条例第3条第3項	
	●	●	●	●	●	●	特定地域型保育事業を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、 (4) 責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。	□	□	□		平26府令39第3条第4項 市条例第3条第4項	
【2】 利用定員に関する基準													
1 利用定員に関する基準	●	●	●	●	●	●	特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業に関する基準にあっては、その利用定員の数を1人以上5人以下、小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型にあっては、その利用定員の数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型にあっては、その利用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては、その利用定員の数を1人としているか。 (1)	□	□	□		平26府令39第37条第1項 市条例第37条第1項	地域型保育事業に係る確認通知等
	●	●	●	●	●	●	事業所内保育事業を行う事業所にあっては、雇用する労働者等の監護する小学校就学前子どもの利用定員及びその他の小学校就学前子どもの利用定員をそれぞれ定めているか。 (2)	□	□	□		平26府令39第37条第2項 市条例第37条第2項	地域型保育事業に係る確認通知等
	●	●	●	●	●	●	3号認定子どもに係る利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めているか。 (3)	□	□	□		平26府令39第37条第2項 市条例第37条第2項	地域型保育事業に係る確認通知等

点検項目	家庭	小A	小B	小C	居宅	事業所内	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)
【3】 運営に関する基準													
1 内容及び手続の説明及び同意	●	●	●	●	●	●	(1) 特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担額その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第38条第1項 市条例第38条第1項	重要事項説明書
							No. 利用申込者に対し説明が必要なもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
							① 運営規程の概要(16 運営規程の①~⑪の内容を含むこと。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
							② 連携施設 種類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
							名称	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
							連携協力の概要	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
							③ 職員の勤務体制	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
							④ 利用者負担額	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
							⑤ その他利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要な事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
2 提供拒否の禁止等	●	●	●	●	●	●	(1) 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなくこれを拒んでいないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		子ども子育て支援法33条 平26府令39第39条第1項 市条例第39条1項	
							利用の申込みに係る3号認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している3号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の3号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		子ども子育て支援法33条 平26府令39第39条第2項 市条例第39条第2項	
							(3) (2)の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第39条第3項 市条例第39条第3項	
							(4) 地域型保育の提供体制の確保が困難である場合やその他利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第40条第4項 市条例第39条第4項	

点検項目	家庭	小A	小B	小C	居宅	事業所内	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)																		
3 あっせん、調整及び要請に対する協力	●	●	●	●	●	●	(1) 特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第40条第1項 市条例第40条第1項																			
	●	●	●	●	●	●	3号認定子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童(2)福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第40条第2項 市条例第40条第2項																			
4 受給資格等の確認	●	●	●	●	●	●	(1) 特定地域型保育の提供を求められた場合は、必要に応じて教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、次の項目を確認しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第8条準用 市条例第8条準用	支給認定に係る通知等																		
							<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>教育・保育給付認定保護者の提示する 支給認定証によって、確認する項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>教育・保育給付認定の有無</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>教育・保育給付認定子どもの該当する小学校就学前子どもの区分</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>教育・保育給付認定の有効期間</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>保育必要量</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>教育・保育給付認定保護者の氏名、居住地及び生年月日</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>教育・保育給付認定に係る小学校就学前の子どもの氏名及び生年月日</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>交付の年月日及び支給認定証番号</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>その他必要な事項</td> </tr> </tbody> </table>	No.	教育・保育給付認定保護者の提示する 支給認定証によって、確認する項目	①	教育・保育給付認定の有無	②	教育・保育給付認定子どもの該当する小学校就学前子どもの区分	③	教育・保育給付認定の有効期間	④	保育必要量	⑤	教育・保育給付認定保護者の氏名、居住地及び生年月日	⑥	教育・保育給付認定に係る小学校就学前の子どもの氏名及び生年月日	⑦	交付の年月日及び支給認定証番号	⑧	その他必要な事項						
No.	教育・保育給付認定保護者の提示する 支給認定証によって、確認する項目																														
①	教育・保育給付認定の有無																														
②	教育・保育給付認定子どもの該当する小学校就学前子どもの区分																														
③	教育・保育給付認定の有効期間																														
④	保育必要量																														
⑤	教育・保育給付認定保護者の氏名、居住地及び生年月日																														
⑥	教育・保育給付認定に係る小学校就学前の子どもの氏名及び生年月日																														
⑦	交付の年月日及び支給認定証番号																														
⑧	その他必要な事項																														

点検項目	家庭	小A	小B	小C	居宅	事業所内	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)								
5 教育・保育給付認定の申請に係る援助	●	●	●	●	●	●	(1) 教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第9条第1項準用 市条例第9条第1項準用									
	●	●	●	●	●	●	緊急その他やむを得ない理由がある場合を除き、教育・保育給付認定の変更の認定の申請(2)が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている当該認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第9条第2項準用 市条例第9条第2項準用									
6 子どもの心身の状況の把握	●	●	●	●	●	●	(1) 特定地域型保育の提供に当たって、次の①から③の事項等の把握に努めているか。 <table border="1"><thead><tr><th>No.</th><th>子どもの心身の状況の把握において確認すべき項目</th></tr></thead><tbody><tr><td>①</td><td>教育・保育給付認定子どもの心身の状況</td></tr><tr><td>②</td><td>教育・保育給付認定子どもの置かれている環境</td></tr><tr><td>③</td><td>他の特定教育・保育施設等の利用状況</td></tr></tbody></table>	No.	子どもの心身の状況の把握において確認すべき項目	①	教育・保育給付認定子どもの心身の状況	②	教育・保育給付認定子どもの置かれている環境	③	他の特定教育・保育施設等の利用状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第41条 市条例第41条	児童票等
No.	子どもの心身の状況の把握において確認すべき項目																				
①	教育・保育給付認定子どもの心身の状況																				
②	教育・保育給付認定子どもの置かれている環境																				
③	他の特定教育・保育施設等の利用状況																				
7 小学校との連携	●	●	●	●	●	●	特定地域型保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第11条準用 市条例第11条準用	指導要録								
8 教育・保育の提供の記録	●	●	●	●	●	●	(1) 特定教育・保育を提供した際は、次の①から③に掲げる必要な事項を記録しているか。 <table border="1"><thead><tr><th>No.</th><th>記録が必要な事項</th></tr></thead><tbody><tr><td>①</td><td>提供日</td></tr><tr><td>②</td><td>提供した保育の内容</td></tr><tr><td>③</td><td>その他必要な事項</td></tr></tbody></table>	No.	記録が必要な事項	①	提供日	②	提供した保育の内容	③	その他必要な事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第12条準用 市条例第12条準用	保育日誌 出席記録簿
No.	記録が必要な事項																				
①	提供日																				
②	提供した保育の内容																				
③	その他必要な事項																				

点検項目	家庭	小A	小B	小C	居宅	事業所内	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)										
9 利用者負担の徴収(実費徴収、上乗せ徴収を含む)	●	●	●	●	●	●	(1) 特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る法に規定する利用者負担額の支払を受けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		子ども子育て支援法 29条第3項第2号 平26府令39第43条第1項 市条例第43条第1項											
	●	●	●	●	●	●	(2) 法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る法に規定する「特定地域型保育費用基準額」の支払を受けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第43条第2項 市条例第43条第2項											
	●	●	●	●	●	●	(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価の支払を教育・保育給付認定保護者から受ける場合、当該対価の額を当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものとの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第43条第3項 市条例第43条第3項	運営規程 重要事項説明書 請求根拠を示した書類										
	●	●	●	●	●	●	(1)から(3)までの支払を受ける額のほか、特定地域型保育事業において提供される便宜に要する費用の支払を教育・保育給付認定保護者から受ける場合、当該便宜に要する費用を次の①から④までに掲げる費用のみとしているか。 <table border="1"><thead><tr><th>No.</th><th>支払を受けることが可能な費用</th></tr></thead><tbody><tr><td>①</td><td>日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用</td></tr><tr><td>②</td><td>特定地域型保育に係る行事への参加に要する費用</td></tr><tr><td>③</td><td>特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用</td></tr><tr><td>④</td><td>①から③までに掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適當と認められるもの</td></tr></tbody></table>	No.	支払を受けることが可能な費用	①	日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用	②	特定地域型保育に係る行事への参加に要する費用	③	特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用	④	①から③までに掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適當と認められるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第43条第4項 市条例第43条第4項	運営規程 重要事項説明書 請求根拠を示した書類 請求書
No.	支払を受けることが可能な費用																						
①	日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用																						
②	特定地域型保育に係る行事への参加に要する費用																						
③	特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用																						
④	①から③までに掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適當と認められるもの																						
	●	●	●	●	●	●	(1)から(4)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しているか。 ※ あらかじめ説明をし、口座引き落としにより支払を受けることとしている場合は、通帳の記載等でも可。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第43条第5項 市条例第43条第5項	領収証 振込の際の明細書										
	●	●	●	●	●	●	(3)及び(4)の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得ているか。 ※ (4)については、必ずしも文書による同意を要しない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第43条第6項 市条例第43条第6項	重要事項説明書又は個別の同意書										

点検項目	家庭	小A	小B	小C	居宅	事業所内	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)
10 施設型給付等の額の通知	●	●	●	●	●	●	法定代理受領により、特定地域型保育に係る地域型保育給付費の支給を受けた場合は、教(1) 育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る地域型保育給付費の額を通知しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第14条第1項準用 市条例第14条第1項	法定代理受領通知
	●	●	●	●	●	●	9 (2)の法定代理受領を行わない特定地域型保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、そ(2) の提供した特定地域型保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定地域型保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第14条第2項準用 市条例第14条例第2項	
11 特定教育・保育等の取扱方針	●	●	●	●	●	●	特定地域型保育事業者は、保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小(1) 学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第44条 市条例第44条	
12 特定教育・保育等に関する評価（自己評価、関係者評価、第三者評価）	●	●	●	●	●	●	(1) 自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第45条第1項 市条例第45条第1項	保育士等の自己評価 事業所の自己評価
	●	●	●	●	●	●	(2) 定期的に第三者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に特定地域型保育の質の改善を図るよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第45条第2項 市条例第45条第1項	第三者評価受審に係る 契約書等
13 相談及び援助	●	●	●	●	●	●	常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努(1) め、当該教育・保育給付認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第17条準用 市条例第17条準用	相談記録等
14 緊急時等の対応	●	●	●	●	●	●	職員は、特定地域型保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急(1) 変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第18条準用 市条例第18条準用	事故記録
15 教育・保育給付認定保護者に関する市への通知（不正受給の防止）							特定地域型保育を受けている教育・保育給付認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為(1) によって特定地域型保育給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第19条準用 市条例第19条準用	市への通知記録等

点検項目	家庭	小A	小B	小C	居宅	事業所内	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)
16 運営規程	●	●	●	●	●	●	(1) 次の①から⑪に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めているか。 ●運営規程に定めている項目にチェック	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平26府令39第46条 市条例第46条	運営規程	
17 勤務体制の確保等	●	●	●	●	●	●	(1) 教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平26府令39第47条第1項 市条例第47条第1項	勤務表	
	●	●	●	●	●	●	(2) 特定地域型保育事業所は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平26府令39第47条第2項 市条例第47条第2項	勤務表 出勤簿	
	●	●	●	●	●	●	(3) 職員の資質の向上のために、職員に研修の機会を確保しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平26府令39第47条第3項 市条例第47条第3項	研修記録	

点検項目	家庭	小A	小B	小C	居宅	事業所内	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)										
18 定員の遵守	●	●	●	●	●	●	当該年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、災害、虐待等その他の(1)やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行っていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第48条 市条例第48条											
19 重要事項等の掲示	●	●	●	●	●	●	(1) 事業所の見やすい場所に、次の①から④に掲げる重要な事項を掲示しているか。 <table border="1"><thead><tr><th>No.</th><th>必要な掲示物</th></tr></thead><tbody><tr><td>①</td><td>運営規程の概要</td></tr><tr><td>②</td><td>職員の勤務の体制</td></tr><tr><td>③</td><td>利用者負担額</td></tr><tr><td>④</td><td>その他の利用申込者の特定地域型保育事業の選択に資すると認められる 重要事項</td></tr></tbody></table>	No.	必要な掲示物	①	運営規程の概要	②	職員の勤務の体制	③	利用者負担額	④	その他の利用申込者の特定地域型保育事業の選択に資すると認められる 重要事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第23条準用 市条例第23条準用	掲示物
No.	必要な掲示物																						
①	運営規程の概要																						
②	職員の勤務の体制																						
③	利用者負担額																						
④	その他の利用申込者の特定地域型保育事業の選択に資すると認められる 重要事項																						
20 教育・保育給付認定子どもの平等な扱い	●	●	●	●	●	●	(1) 教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定地域型保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第24条準用 市条例第24条準用											
21 虐待等の禁止	●	●	●	●	●	●	特定地域型保育事業者の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の(1)10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 <table border="1"><thead><tr><th>No.</th><th>児童福祉法第33条の10各号に掲げる職員が 教育・保育給付認定子どもに対して行う行為</th></tr></thead><tbody><tr><td>①</td><td>教育・保育給付認定子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</td></tr><tr><td>②</td><td>教育・保育給付認定子どもにわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。</td></tr><tr><td>③</td><td>教育・保育給付認定子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の子どもによる①②又は④に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。</td></tr><tr><td>④</td><td>教育・保育給付認定子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</td></tr></tbody></table>	No.	児童福祉法第33条の10各号に掲げる職員が 教育・保育給付認定子どもに対して行う行為	①	教育・保育給付認定子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。	②	教育・保育給付認定子どもにわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。	③	教育・保育給付認定子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の子どもによる①②又は④に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。	④	教育・保育給付認定子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第25条準用 市条例第25条準用	
No.	児童福祉法第33条の10各号に掲げる職員が 教育・保育給付認定子どもに対して行う行為																						
①	教育・保育給付認定子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。																						
②	教育・保育給付認定子どもにわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。																						
③	教育・保育給付認定子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の子どもによる①②又は④に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。																						
④	教育・保育給付認定子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。																						

点検項目	家庭	小A	小B	小C	居宅	事業所内	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)
22 懲戒に係る権限の濫用禁止	●	●	●	●	●	●	特定地域型保育事業者の長たる管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し、監護、教育(1)及び懲戒に関するその児童等の福祉のため必要な措置をとるときに、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第26条準用 市条例第26条準用	
23 秘密の保持等	●	●	●	●	●	●	(1) 特定地域型保育事業の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第27条第1項準用 市条例第27条第1項準用	苦情処理記録
	●	●	●	●	●	●	特定地域型保育事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教(2)育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第27条第2項準用 市条例第27条第2項準用	秘密保持の誓約書 就業規則
	●	●	●	●	●	●	小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関(3)に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもの保護者の同意を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第27条第3項準用 市条例第27条第3項準用	個人情報の使用に係る同意書
24 情報の提供等	●	●	●	●	●	●	特定地域型保育事業を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定地域型保育事業を選択することができるよう、(1)当該地域型保育事業者が提供する特定地域型保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第28条第1項準用 市条例第28条第1項準用	しおり パンフレット
	●	●	●	●	●	●	(2) 特定地域型保育事業について広告をする場合、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第28条第2項準用 市条例第28条第2項準用	しおり パンフレット
25 利益供与等の禁止	●	●	●	●	●	●	小学校就学前子ども又はその家族に対して特定地域型保育を紹介することの対償として、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第29条第1項準用 市条例第29条第1項	
	●	●	●	●	●	●	(2) 小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、金品その他の財産上の利益を收受していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第29条第2項準用 市条例第29条第2項	

点検項目	家庭	小A	小B	小C	居宅	事業所内	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)
26 苦情解決	●	●	●	●	●	●	(1) 提供した特定地域型保育事業に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第30条第1項準用 市条例第30条第1項	苦情受付箱 苦情解決体制の明示
	●	●	●	●	●	●	(2) 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第30条第2項準用 市条例第30条第2項	苦情受付・解決に係る記録
	●	●	●	●	●	●	(3) 提供した特定地域型保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第30条第3項準用 市条例第30条第3項	苦情受付・解決に係る記録
	●	●	●	●	●	●	(4) 提供した特定地域型保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う実地指導等の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第30条第4項準用 市条例第30条第4項	苦情受付・解決に係る記録
	●	●	●	●	●	●	(5) 市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第30条第5項準用 市条例第30条第5項	市への報告記録
27 地域との連携等	●	●	●	●	●	●	(1) 特定地域型保育事業の運営に当たって、地域住民等との連携及び協力をを行う等により地域との交流に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第31条準用 市条例第31条準用	

点検項目	家庭	小A	小B	小C	居宅	事業所内	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)								
28 事故発生時の防止及び発生時の対応	●	●	●	●	●	●	(1) 事故の発生又はその対応・事故の再発を防止するため、次の①から③に掲げる再発防止措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第32条第1項準用 市条例第32条第1項準用	事故発生防止の指針等 事故・ヒヤリハット記録 事故に関する分析及び改善に関する記録 研修記録等								
							<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>必要な再発防止措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>事故が発生した場合の対応、②に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備しているか。</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備しているか。</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>事故発生の防止のための委員会等の開催及び従業者に対する研修を定期的に行っているか。</td> </tr> </tbody> </table>	No.	必要な再発防止措置	①	事故が発生した場合の対応、②に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備しているか。	②	事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備しているか。	③	事故発生の防止のための委員会等の開催及び従業者に対する研修を定期的に行っているか。						
No.	必要な再発防止措置																				
①	事故が発生した場合の対応、②に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備しているか。																				
②	事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備しているか。																				
③	事故発生の防止のための委員会等の開催及び従業者に対する研修を定期的に行っているか。																				
	●	●	●	●	●	●	(2) 特定地域型保育の提供時に、教育・保育給付認定子どもに対し、事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第32条第2項準用 市条例第32条第2項準用	事故記録								
	●	●	●	●	●	●	(3) (2)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第32条第3項準用 市条例第32条第3項準用	事故記録								
	●	●	●	●	●	●	(4) 特定地域型保育提供時に、教育・保育給付認定子どもに対し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第32条第4項準用 市条例第32条第4項準用	損害賠償に係る書類								
29 会計の区分	●	●	●	●	●	●	(1) 特定地域型保育事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第33条準用 市条例第33条準用	決算書類等								

点検項目	家庭	小A	小B	小C	居宅	事業所内	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)
30 記録の整備	●	●	●	●	●	●	(1) 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第49条第1項 市条例第49条第1項	財務諸表等
	●	●	●	●	●	●	(2) 教育・保育給付認定支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の①から⑤に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第49条第2項 市条例第49条第2項 市条例第12条準用 市条例第19条準用 市条例第30条第2項 準用 市条例第32条第3項 準用	
							No.						
							記録の種類						
							① 保育所保育指針に基づく特定地域型保育の提供に関する計画						
							② 提供した特定地域型保育に係る提供日、内容その他必要な事項の記録						
							③ 教育・保育給付認定保護者に関する市への通知に係る記録						
							④ 苦情への対応等の記録						
							⑤ 事故発生の防止及び発生時の対応についての記録						

点検項目	家庭	小A	小B	小C	居宅	事業所内	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)										
31 特定教育・保育施設等との連携	●	●	●	●	●	●	<p>特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供される</p> <p>(1) よう、次の①から③に掲げる事項に係る連携協力を^行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しているか。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>連携協力の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>特定地域型保育の提供を受けている教育・保育給付認定支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>必要に応じて、代替保育を提供すること。</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>特定地域型保育の提供を受けていた教育・保育給付認定子どもを、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</td> </tr> </tbody> </table>	No.	連携協力の内容	①	特定地域型保育の提供を受けている教育・保育給付認定支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。	②	必要に応じて、代替保育を提供すること。	③	特定地域型保育の提供を受けていた教育・保育給付認定子どもを、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				平26府令39第42条第1項 市条例第42条第1項	連携に係る契約書等
No.	連携協力の内容																						
①	特定地域型保育の提供を受けている教育・保育給付認定支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。																						
②	必要に応じて、代替保育を提供すること。																						
③	特定地域型保育の提供を受けていた教育・保育給付認定子どもを、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。																						
					●		<p>居宅訪問型保育事業を行う者は、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				平26府令39第42条第2項 市条例第42条第2項									
					●		<p>事業所内保育事業を行う者であって、利用定員が20人以上の事業を行うものについては、(3) (1)の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、(1)の①及び②に係る連携協力を求めることを要しない。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				平26府令39第42条第3項 市条例第42条第3項									
	●	●	●	●	●	●	<p>特定地域型保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供及び連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				平26府令39第42条第4項 市条例第42条第4項									

点検項目	家庭	小A	小B	小C	居宅	事業所内	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	
32 電磁的記録等	●	●	●	●	●	●	(1) 教育・保育給付認定保護者に対して、書面等の交付に代えて電磁的方法により当該書面等に記載すべき事項（以下、「記載事項」という。）を提供しようとするときは、あらかじめ、その用いる電磁的方法について次に掲げる種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第62条第2項～第4項 市条例第53条第2項及び第3項		
	●	●	●	●	●	●	No. 電磁的方法により提供する場合、あらかじめ示して、承諾を得るもの ア 電磁的方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの イ ファイルへの記録の方式							
	●	●	●	●	●	●	※ 教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるもの。 (電磁的方法の例) ・PDFファイルの重要事項を電子メール等で送受信する方法 ・磁気ディスク、シー・ディー・ロム等に重要事項を記録し、交付する方法							
	●	●	●	●	●	●	(1)の承諾を得た特定教育・保育施設は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、(1)に規定する記載事項の提供を電磁的方法によりしていないか。 ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び(1)の承諾をした場合は、この限りではない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第62条第5項 市条例第53条第4項		
	●	●	●	●	●	●	(3) 教育・保育給付認定保護者に対して、書面等による同意に代えて電磁的方法により当該書面等による同意を得ようとするときは、あらかじめ、その用いる電磁的方法について次に掲げる種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第62条第6項において準用する同条第2項～第4項 市条例第53条第5項において準用する同条第2項及び第3項		
	●	●	●	●	●	●	No. 電磁的方法により同意を得る場合、あらかじめ示して、承諾を得るもの ア 電磁的方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの イ ファイルへの記録の方式							
	●	●	●	●	●	●	※ 教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるもの。 (電磁的方法の例) ・PDFファイルの重要事項を電子メール等で送受信する方法 ・磁気ディスク、シー・ディー・ロム等に重要事項を記録し、交付する方法							
	●	●	●	●	●	●	(3)の承諾を得た特定教育・保育施設は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、(3)に規定する同意を電磁的方法によりしていないか。 ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び(1)の承諾をした場合は、この限りではない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第62条第6項において準用する同条第5項 市条例第53条第5項において準用する同条第4項		

点検項目	家庭	小A	小B	小C	居宅	事業所内	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)																			
33 変更届の提出	●	●	●	●	●	●	<p>特定地域型保育事業所の名称及び所在地その他子ども子育て支援法施行規則第41条で定め</p> <p>(1) る次の①から⑨に掲げる事項に変更があったときは、10日以内に、その旨を市長（子育てあんしん課）に届け出ているか。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>子ども・子育て支援法施行規則第41条に掲げる届出事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>事業所の名称及び所在地</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、及び職名</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る） (インターネットを利用して閲覧することができる場合は不要)</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>事業所の平面図（各部屋の用途を明示すること。）及び設備の概要</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>運営規程</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>地域型保育給付費等の請求に関する事項</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>役員の氏名、生年月日及び住所</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>連携協力を行う特定教育・保育施設等の名称</td> </tr> </tbody> </table>	No.	子ども・子育て支援法施行規則第41条に掲げる届出事項	①	事業所の名称及び所在地	②	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、及び職名	③	申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る） (インターネットを利用して閲覧することができる場合は不要)	④	事業所の平面図（各部屋の用途を明示すること。）及び設備の概要	⑤	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	⑥	運営規程	⑦	地域型保育給付費等の請求に関する事項	⑧	役員の氏名、生年月日及び住所	⑨	連携協力を行う特定教育・保育施設等の名称	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第47条第1項 施行規則第41条第1項	市への変更届の記録
No.	子ども・子育て支援法施行規則第41条に掲げる届出事項																															
①	事業所の名称及び所在地																															
②	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、及び職名																															
③	申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る） (インターネットを利用して閲覧することができる場合は不要)																															
④	事業所の平面図（各部屋の用途を明示すること。）及び設備の概要																															
⑤	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所																															
⑥	運営規程																															
⑦	地域型保育給付費等の請求に関する事項																															
⑧	役員の氏名、生年月日及び住所																															
⑨	連携協力を行う特定教育・保育施設等の名称																															

第4 加算等の適用に係る要件【小規模保育事業A・B型】																																																																																																															
点検項目	基準内容等の留意点							適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)																																																																																																		
I 基本部分																																																																																																															
1 基本分単価	(1) 基本分単価に含まれる職員構成は、次の(ア)、(イ)のとおりであり、これらを充足しているか。 基本分単価における(ア)必要保育従事者数は以下の iとiiを合計した数 であること。								<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	留意事項通知別紙6 II 1. (2)																																																																																																			
<p>(ア) a <小規模保育事業A型> i 年齢別配置基準 <算式> {1、2歳児数×1/6(小数点第2位以下切り捨て)} + {乳児数×1/3(〃)} + 1 =配置基準上必要保育士数(小数点以下四捨五入)</p> <p>●令和5年3月1日現在の状況を記載(単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年齢別配置基準</th> <th rowspan="2">利用子どもの年齢</th> <th colspan="2">利用子どもの数</th> <th rowspan="2">配置基準 必要数</th> <th colspan="2">保育士</th> </tr> <tr> <th>乳児</th> <th>3人につき1人</th> <th>定員数</th> <th>在籍数</th> <th>配置職員数</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児</td> <td>3人につき1人</td> <td>0歳児</td> <td></td> <td>0.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1、2歳児</td> <td rowspan="2">6人につき1人</td> <td>1歳児</td> <td></td> <td rowspan="2">0.0</td> <td rowspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2歳児</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">加配分</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">施設合計</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1.0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>b <小規模保育事業B型> i 年齢別配置基準 <算式1> {1、2歳児数×1/6(小数点第2位以下切り捨て)} + {乳児数×1/3(〃)} + 1 =配置基準上必要保育従事者数(小数点以下四捨五入) <算式2> 配置基準上必要保育従事者数×1/2=配置基準上必要保育士数(小数点以下四捨五入)</p> <p>●令和5年3月1日現在の状況を記載(単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年齢別配置基準</th> <th rowspan="2">利用子どもの年齢</th> <th colspan="2">利用子どもの数</th> <th rowspan="2">配置基準 必要数</th> <th colspan="2">保育従事者</th> </tr> <tr> <th>乳児</th> <th>3人につき1人</th> <th>0歳児</th> <th>定員数</th> <th>在籍数</th> <th>配置職員数</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児</td> <td>3人につき1人</td> <td>0歳児</td> <td></td> <td>0.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1、2歳児</td> <td rowspan="2">6人につき1人</td> <td>1歳児</td> <td></td> <td rowspan="2">0.0</td> <td rowspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2歳児</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">加配分</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">施設合計</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>●上記保育従事者(配置基準上必要保育従事者数)のうち保育士の人数を記載</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保育従事者数 (配置基準上必要保育従事者数)</th> <th>うち保育士数</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人</td> <td>人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ii その他 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する事業所については非常勤保育従事者1人を加配(小規模保育事業A型にあっては a 保育士)</p>								年齢別配置基準		利用子どもの年齢	利用子どもの数		配置基準 必要数	保育士		乳児	3人につき1人	定員数	在籍数	配置職員数	判定	乳児	3人につき1人	0歳児		0.0			1、2歳児	6人につき1人	1歳児		0.0			2歳児				加配分				1			施設合計		0	0	1.0	0		年齢別配置基準		利用子どもの年齢	利用子どもの数		配置基準 必要数	保育従事者		乳児	3人につき1人	0歳児	定員数	在籍数	配置職員数	判定	乳児	3人につき1人	0歳児		0.0			1、2歳児	6人につき1人	1歳児		0.0			2歳児				加配分				1			施設合計		0	0	1	0		保育従事者数 (配置基準上必要保育従事者数)	うち保育士数	判定	人	人		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	勤務表等勤務体制の分かるもの	
年齢別配置基準		利用子どもの年齢	利用子どもの数		配置基準 必要数	保育士																																																																																																									
乳児	3人につき1人		定員数	在籍数		配置職員数	判定																																																																																																								
乳児	3人につき1人	0歳児		0.0																																																																																																											
1、2歳児	6人につき1人	1歳児		0.0																																																																																																											
		2歳児																																																																																																													
加配分				1																																																																																																											
施設合計		0	0	1.0	0																																																																																																										
年齢別配置基準		利用子どもの年齢	利用子どもの数		配置基準 必要数	保育従事者																																																																																																									
乳児	3人につき1人		0歳児	定員数		在籍数	配置職員数	判定																																																																																																							
乳児	3人につき1人	0歳児		0.0																																																																																																											
1、2歳児	6人につき1人	1歳児		0.0																																																																																																											
		2歳児																																																																																																													
加配分				1																																																																																																											
施設合計		0	0	1	0																																																																																																										
保育従事者数 (配置基準上必要保育従事者数)	うち保育士数	判定																																																																																																													
人	人																																																																																																														

第4 加算等の適用に係る要件【小規模保育事業A・B型】

点検項目	基準内容等の留意点			適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)
1 基本分単価	(イ) その他 <ul style="list-style-type: none"> i 管理者 1人 <p>児童福祉施設事業等に2年以上従事した者（注1）又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者（注2）で、常時、実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ、給付費からの給与支出がある者とする。</p> <p>（注1）児童福祉事業等に従事した者とは、児童福祉施設の職員、幼稚園・小学校等における教諭、市町村等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局の職員、民生委員・児童委員のほか、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設の職員等とする。</p> <p>（注2）児童福祉事業等に従事した者と同等以上の能力を有すると認められる者とは、公的機関等の実施する施設長研修等</p> <ul style="list-style-type: none"> ii 非常勤調理員等 <p>調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。</p> iii 非常勤事務職員（注） <p>管理者等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。</p> iv 嘴託医、嘴託歯科医 								
	(2) 連携施設に係る経費を給付費より算定しているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			嘱託契約書

第4 加算等の適用に係る要件【小規模保育事業A・B型】																													
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)																						
II 基本加算部分																													
1 処遇改善等加算 I	<p>(1) 処遇改善等加算Ⅰを、確実に職員（非常勤職員を含む。）の賃金改善に充てているか。</p> <p>(2) 処遇改善等加算Ⅰの加算率の算定にあたり、施設に勤務する全ての常勤職員（令和4年4月1日時点）の平均経験年数をもとに算出しているか。 ※ 常勤職員以外の者であっても、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者は、常勤とみなして算定すること。</p> <p>●令和4年4月1日時点の職員一人当たりの平均経験年数及び常勤職員数を記載</p> <table border="1"> <tr> <td>平均経験年数</td> <td>常勤職員数</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>(3) 処遇改善等加算Ⅰの加算率のうち、賃金改善要件分（うちキャリアパス要件分を含む。）を適用する場合は、次の要件を満たしているか。</p> <p>ア 「賃金改善計画書」等を作成し、職員に対して計画の内容を周知しているか。 ※ 賃金改善見込額、賃金改善を行う給与項目、賃金改善実施期間及び賃金改善を行う方法等を記載すること。</p> <p>●令和4年度に賃金改善を行った給与項目等について記載</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>賃金改善の有無</th> <th>給与規程等への規定</th> <th>項目</th> <th>賃金改善の有無</th> <th>給与規程等への規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本給</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>賞与</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>手当</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>一時金等</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ (キャリアパス要件分を適用している場合) キャリアパス要件届出書を市に提出している又は処遇改善等加算Ⅱを適用しているか。 ウ 賃金改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿や証拠書類を5年間保管しているか。</p>	平均経験年数	常勤職員数			項目	賃金改善の有無	給与規程等への規定	項目	賃金改善の有無	給与規程等への規定	基本給	有・無	有・無	賞与	有・無	有・無	手当	有・無	有・無	一時金等	有・無	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		処遇改善等加算通知 第4	職員の給与明細等 処遇改善等加算適用 申請書等
平均経験年数	常勤職員数																												
項目	賃金改善の有無	給与規程等への規定	項目	賃金改善の有無	給与規程等への規定																								
基本給	有・無	有・無	賞与	有・無	有・無																								
手当	有・無	有・無	一時金等	有・無	有・無																								
2 保育士比率向上加算 <小規模B型のみ>	<p>この加算が認定されている場合、Ⅰの1（基本分単価）により算出した配置基準上保育従事者数のうち、保育士資格を有する者が、3／4以上配置されているか。</p> <p>(1) なお、その際の計算に当たっては、次の算式によること。 <算式>配置基準上保育従事者数（小数点以下四捨五入）×3／4 = 必要保育士数（小数点以下四捨五入）</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙6 Ⅲ2	申請書 (施設名・加算の適用開始年月日、保育士の配置状況等が記載された職員体制図等)																						

第4 加算等の適用に係る要件【小規模保育事業A・B型】																																																																																												
点検項目	基準内容等の留意点							適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)																																																																															
3 障害児保育加算	(1) 障害児（注）に係る保育従事者の配置基準が障害児2人につき1人とされているか。 (注) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。 ＜算式＞{1、2歳児数(障害児を除く)×1/6(小数点第2位以下切り捨て)}+{乳児数(〃)×1/3(〃)}+[障害児数×1/2]+1 =小規模保育事業A型:配置基準上必要保育士・小規模保育事業B型:保育従事者数(小数点以下四捨五入)								<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	留意事項通知別紙6 III3	申請書（施設名・加算適用年月・対象子ども等）																																																																															
<p>●令和5年3月1日現在の状況を記載（単位:人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">年齢別配置基準</th> <th rowspan="2">利用子どもの年齢</th> <th colspan="2">利用子どもの数</th> <th rowspan="2">配置基準 定員数</th> <th rowspan="2">必要数</th> <th colspan="2">保育士数又は保育従事者</th> <th rowspan="2">配置職員数</th> <th rowspan="2">判定</th> </tr> <tr> <th>定員数</th> <th>在籍数</th> <th>配置職員数</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害児を除く乳児</td> <td>3人につき1人</td> <td>0歳児</td> <td></td> <td></td> <td>0.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害児を除く1、2歳児</td> <td>6人につき1人</td> <td>1歳児</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">0.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2歳児</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害児</td> <td>2人につき1人</td> <td>0歳～2歳児</td> <td></td> <td></td> <td>0.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">加配分</td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">施設合計</td><td>0</td><td>0</td><td>1.0</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>													年齢別配置基準		利用子どもの年齢	利用子どもの数		配置基準 定員数	必要数	保育士数又は保育従事者		配置職員数	判定	定員数	在籍数	配置職員数	判定	障害児を除く乳児	3人につき1人	0歳児			0.0						障害児を除く1、2歳児	6人につき1人	1歳児			0.0								2歳児								障害児	2人につき1人	0歳～2歳児			0.0						加配分					1						施設合計			0	0	1.0	0				
年齢別配置基準		利用子どもの年齢	利用子どもの数		配置基準 定員数	必要数	保育士数又は保育従事者		配置職員数	判定																																																																																		
			定員数	在籍数			配置職員数	判定																																																																																				
障害児を除く乳児	3人につき1人	0歳児			0.0																																																																																							
障害児を除く1、2歳児	6人につき1人	1歳児			0.0																																																																																							
		2歳児																																																																																										
障害児	2人につき1人	0歳～2歳児			0.0																																																																																							
加配分					1																																																																																							
施設合計			0	0	1.0	0																																																																																						
4 休日保育加算	(1) この加算が認定されている場合、以下の要件を満たして、保育を実施しているか。								<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	留意事項通知別紙6 III4	申請書 (施設名・加算の適用年月、休日等における保育士等の配置状況が記載された職員体制図、利用子ども数（見込み及び実績等）) 勤務表・勤務実績 給食等提供記録 保育実績の分かる記録																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th colspan="2">休日保育加算の認定要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td colspan="2">日曜日、国民の祝日及び休日（以下「休日等」という。）に、保育を実施しているか。</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td colspan="2">休日等を含めて年間を通じて開所する事業所（複数の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く。）又は企業主導型保育施設との共同により年間を通じて開所する事業所を含む。）として市町村から指定されているか。</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td colspan="2"> 保育に直接従事する職員について、次の基準に基づき保育士等を配置しているか。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">●小規模保育事業A型の場合</th> </tr> <tr> <th>利用子どもの区分等</th> <th>保育士の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳未満</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> <tr> <td>加配分</td> <td>上記の基準に基づいて配置した職員に加えて1人</td> </tr> </tbody> </table> ●小規模保育事業B型の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用子どもの区分等</th> <th>保育従事者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳未満</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> <tr> <td>加配分</td> <td>上記の基準に基づいて配置した職員に加えて1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※うち半数以上は保育士であること</p> </td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td colspan="2">対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供しているか。</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td colspan="2">対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもとなっているか。</td> </tr> </tbody> </table>													No.	休日保育加算の認定要件		ア	日曜日、国民の祝日及び休日（以下「休日等」という。）に、保育を実施しているか。		イ	休日等を含めて年間を通じて開所する事業所（複数の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く。）又は企業主導型保育施設との共同により年間を通じて開所する事業所を含む。）として市町村から指定されているか。		ウ	保育に直接従事する職員について、次の基準に基づき保育士等を配置しているか。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">●小規模保育事業A型の場合</th> </tr> <tr> <th>利用子どもの区分等</th> <th>保育士の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳未満</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> <tr> <td>加配分</td> <td>上記の基準に基づいて配置した職員に加えて1人</td> </tr> </tbody> </table> ●小規模保育事業B型の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用子どもの区分等</th> <th>保育従事者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳未満</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> <tr> <td>加配分</td> <td>上記の基準に基づいて配置した職員に加えて1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※うち半数以上は保育士であること</p>		●小規模保育事業A型の場合		利用子どもの区分等	保育士の数	満1歳以上満3歳未満	おおむね6人につき1人	満1歳未満	おおむね3人につき1人	加配分	上記の基準に基づいて配置した職員に加えて1人	利用子どもの区分等	保育従事者の数	満1歳以上満3歳未満	おおむね6人につき1人	満1歳未満	おおむね3人につき1人	加配分	上記の基準に基づいて配置した職員に加えて1人	エ	対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供しているか。		オ	対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもとなっているか。																																													
No.	休日保育加算の認定要件																																																																																											
ア	日曜日、国民の祝日及び休日（以下「休日等」という。）に、保育を実施しているか。																																																																																											
イ	休日等を含めて年間を通じて開所する事業所（複数の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く。）又は企業主導型保育施設との共同により年間を通じて開所する事業所を含む。）として市町村から指定されているか。																																																																																											
ウ	保育に直接従事する職員について、次の基準に基づき保育士等を配置しているか。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">●小規模保育事業A型の場合</th> </tr> <tr> <th>利用子どもの区分等</th> <th>保育士の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳未満</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> <tr> <td>加配分</td> <td>上記の基準に基づいて配置した職員に加えて1人</td> </tr> </tbody> </table> ●小規模保育事業B型の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用子どもの区分等</th> <th>保育従事者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳未満</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> <tr> <td>加配分</td> <td>上記の基準に基づいて配置した職員に加えて1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※うち半数以上は保育士であること</p>		●小規模保育事業A型の場合		利用子どもの区分等	保育士の数	満1歳以上満3歳未満	おおむね6人につき1人	満1歳未満	おおむね3人につき1人	加配分	上記の基準に基づいて配置した職員に加えて1人	利用子どもの区分等	保育従事者の数	満1歳以上満3歳未満	おおむね6人につき1人	満1歳未満	おおむね3人につき1人	加配分	上記の基準に基づいて配置した職員に加えて1人																																																																								
●小規模保育事業A型の場合																																																																																												
利用子どもの区分等	保育士の数																																																																																											
満1歳以上満3歳未満	おおむね6人につき1人																																																																																											
満1歳未満	おおむね3人につき1人																																																																																											
加配分	上記の基準に基づいて配置した職員に加えて1人																																																																																											
利用子どもの区分等	保育従事者の数																																																																																											
満1歳以上満3歳未満	おおむね6人につき1人																																																																																											
満1歳未満	おおむね3人につき1人																																																																																											
加配分	上記の基準に基づいて配置した職員に加えて1人																																																																																											
エ	対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供しているか。																																																																																											
オ	対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもとなっているか。																																																																																											
(2) この加算の適用を受けた事業所は、翌年度4月末日までに実績報告書を市長（子育てあんしん課）に提出しているか。													留意事項通知別紙6 III4	実績報告書																																																																														

第4 加算等の適用に係る要件【小規模保育事業A・B型】

点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)																		
5 夜間保育加算	(1) この加算の認定がされている場合、次の要件を満たして保育を実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙6 Ⅲ5	申請書 (施設名・加算の適用年月、夜間における保育士の配置状況が記載された職員体制図等)																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>項目</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>設置経営主体</td> <td>夜間保育の場合は、生活面への対応や個別的な援助がより一層求められることから、保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果を収めているか。</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>事業所</td> <td>保育認定子どもに対して夜間保育を行う事業所であるか。</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>職員</td> <td>管理者は、保育士の資格を有し、直接子どもの保育に従事することができる者を配置するよう努めているか。</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>設備及び備品</td> <td>仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えているか。</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>開所時間</td> <td>開所時間は原則として11時間とし、おおよそ午後10時までとしているか。</td> </tr> </tbody> </table>	No.	項目	要件	ア	設置経営主体	夜間保育の場合は、生活面への対応や個別的な援助がより一層求められることから、保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果を収めているか。	イ	事業所	保育認定子どもに対して夜間保育を行う事業所であるか。	ウ	職員	管理者は、保育士の資格を有し、直接子どもの保育に従事することができる者を配置するよう努めているか。	エ	設備及び備品	仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えているか。	オ	開所時間	開所時間は原則として11時間とし、おおよそ午後10時までとしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
No.	項目	要件																							
ア	設置経営主体	夜間保育の場合は、生活面への対応や個別的な援助がより一層求められることから、保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果を収めているか。																							
イ	事業所	保育認定子どもに対して夜間保育を行う事業所であるか。																							
ウ	職員	管理者は、保育士の資格を有し、直接子どもの保育に従事することができる者を配置するよう努めているか。																							
エ	設備及び備品	仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えているか。																							
オ	開所時間	開所時間は原則として11時間とし、おおよそ午後10時までとしているか。																							
6 減価償却費加算	(1) この加算の認定がされている場合、以下の要件全てに該当しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙6 Ⅲ6	申請書 (施設名・加算の適用年月、建物を整備又は取得する際の契約書類等)																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>要件</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>小規模保育事業の用に供する建物が自己所有であるか。</td> <td>事業所の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること。</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生しているか。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>建物の整備・改修に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていないか。</td> <td>施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設・改修した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合にはウに該当することとして差し支えない。 ① 老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認められる場合 ② 当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと。 ③ 1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること。</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>賃借料加算の対象となっていないか。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	No.	要件	備考	ア	小規模保育事業の用に供する建物が自己所有であるか。	事業所の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること。	イ	建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生しているか。		ウ	建物の整備・改修に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていないか。	施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設・改修した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合にはウに該当することとして差し支えない。 ① 老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認められる場合 ② 当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと。 ③ 1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること。	エ	賃借料加算の対象となっていないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
No.	要件	備考																							
ア	小規模保育事業の用に供する建物が自己所有であるか。	事業所の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること。																							
イ	建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生しているか。																								
ウ	建物の整備・改修に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていないか。	施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設・改修した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合にはウに該当することとして差し支えない。 ① 老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認められる場合 ② 当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと。 ③ 1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること。																							
エ	賃借料加算の対象となっていないか。																								
	※ 盛岡市は、加算区分のうちA地域の標準に該当																								
7 賃借料加算	(1) この加算の認定がされている場合、以下の要件全てに該当しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙6 Ⅲ7	申請書 (施設名、加算の適用年月、賃貸契約書等)																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>要件</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>小規模保育事業の用に供する建物が賃貸物件であるか。</td> <td>事業所の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること。</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>アの賃貸物件に対する賃借料が発生しているか。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>賃借料の国庫補助を受けた施設について、当該補助に係る残額が生じていないか。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>減価償却加算の対象となっていないか。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	No.	要件	備考	ア	小規模保育事業の用に供する建物が賃貸物件であるか。	事業所の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること。	イ	アの賃貸物件に対する賃借料が発生しているか。		ウ	賃借料の国庫補助を受けた施設について、当該補助に係る残額が生じていないか。		エ	減価償却加算の対象となっていないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
No.	要件	備考																							
ア	小規模保育事業の用に供する建物が賃貸物件であるか。	事業所の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること。																							
イ	アの賃貸物件に対する賃借料が発生しているか。																								
ウ	賃借料の国庫補助を受けた施設について、当該補助に係る残額が生じていないか。																								
エ	減価償却加算の対象となっていないか。																								
	※ 盛岡市は加算区分のうちD地域の標準に該当																								

第4 加算等の適用に係る要件【小規模保育事業A・B型】										
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)			
III 加減調整部分										
1 連携施設を設定していない場合	(1) 家庭的保育事業等設備運営基準第6条に定める連携施設を設定しない場合、給付費が調整されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙6 IV 1				
2 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合	(1) 食事の提供に当たり、事業所において調理する方法又は家庭的保育事業等設備運営基準第16条第2項に定める搬入施設から搬入する方法以外の方法による場合、給付費が調整されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙6 IV 2				
3 管理者を配置していない場合	(1) Ⅰの1(基本分単価)(1)(イ)iの要件を満たす管理者を配置していない場合、給付費が調整されているか。 ※ 2つ以上の事業所又は他の事業と兼務し、管理者として職務を行っていない者は欠員とみなされ、要件を満たす管理者を配置したこととはならないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙6 IV 3				
4 土曜日に閉所する場合	事業所を利用する保育認定子どもについて、土曜日（国民の祝日及び休日を除く。以下同じ。）に係る保育の利用希望が無いなどの理由により、当該月(1)の土曜日に閉所する日がある場合、給付費が調整されているか。なお、開所していても保育を提供していない場合は、閉所しているものとして取り扱う。 ※ 他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く。）又は企業主導型保育施設と共同保育を実施することにより、事業所を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙6 IV 4				
5 国家公務員給与改定対応部分の補助を受けた場合	(1) 「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施について」（令和3年12月23日府子本第1203号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）に定める国家公務員給与改定対応部分の補助を受けた場合に給付費が調整されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙6 IV 5				
IV 乗除調整部分										
1 定員を恒常に超過する場合	(1) 直前の連続する過去の5年度間に利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率（注1）が120%以上の状態にある場合、給付費が調整されているか。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">留意事項</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">小規模保育事業(A・B型)は定員19人以下の事業であるが、定員を超えて22人までの受け入れが可能。</td> </tr> </table> (注1) 当該年度内における各月の初日の 在籍する子ど�数の総和 を各月の初日の 利用定員の総和 で除したもの。	留意事項	教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。	小規模保育事業(A・B型)は定員19人以下の事業であるが、定員を超えて22人までの受け入れが可能。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙6 V 1	
留意事項										
教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。										
小規模保育事業(A・B型)は定員19人以下の事業であるが、定員を超えて22人までの受け入れが可能。										

第4 加算等の適用に係る要件【小規模保育事業A・B型】									
点検項目	基準内容等の留意点					適	不適	非該当	
						備考 (不適の理由等)		根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)
V 特定加算部分									
1 処遇改善等加算 II	(1) 処遇改善等加算 II を副主任保育士等及び職務分野別リーダー等の賃金改善に充てる際、次の要件を満たしているか。 ア 処遇改善等加算 II を確実に該当職員の賃金改善に充てているか。 イ 「賃金改善計画書」等を作成し、職員に対して計画の内容を周知しているか。 ※ 賃金改善見込額、賃金改善を行う給与項目、賃金改善実施期間及び賃金改善を行う方法等を記載すること。 ●令和4年度の賃金改善を行った給与項目等について記載	項目	賃金改善の有無	給与規程等への規定	項目	賃金改善の有無	給与規程等への規定	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	処遇改善等加算通知第5 職員の給与明細等 処遇改善等加算適用申請書等
	※ 処遇改善等加算 II については、毎月支払われる手当又は基本給への上乗せにより行うこと。 ウ 職員の職責、職位、職務内容に応じた勤務条件等の要件及びこれに応じた賃金体系を給与規程等に定め、職員に対して周知しているか。 エ 賃金改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿や証拠書類を5年間保管しているか。	□ <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/>							
	(2) 処遇改善等加算 II を副主任保育士等及び職務分野別リーダー等の賃金改善に充てる際、それぞれ次の要件を満たしているか。 (ア) 副主任保育士等	要件					施設型給付費等に係る処遇改善等加算 II に係る研修修了要件について（令和3年9月2日、府子本第897号、3初幼教第11号、子保発0902第1号）		
	① 対象職員に対し、副主任保育士又は専門リーダー等これらに相当する職位の発令や職務命令が行われているか。 ② 対象職員は、児童施設等への勤務経験がおおむね7年以上あるか。 ③ 対象職員は、以下の専門分野別研修のうち、副主任保育士等は4つ以上（副主任保育士については、3つ以上）受講するよう努めているか（当該要件の適用は令和8年度の予定であり、令和7年度までの経過措置期間における修了すべき研修については、次とおり（※）適用することとする。なお、副主任保育士については、当該経過措置期間における1つの研修分野の受講を、マネジメント研修の受講に代えて差し支えない。）。 ※ 令和5年度：1つ以上の研修分野／令和6年度：2つ以上の研修分野／令和7年度：3つ以上の研修分野	i 乳児保育	iv 食育・アレルギー対応	ii 幼児教育	v 保健衛生・安全対策	iii 障害児保育	vi 保護者支援・子育て支援	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	④ 副主任保育士は、マネジメント研修を受講するよう努めているか（当該要件の適用は令和8年度の予定）。 ⑤ 対象職員の賃金改善額は、原則月額4万円となっているか。ただし、月額4万円の賃金改善を行う対象職員を1人以上確保（※）した上で、それ以外の副主任保育士等について月額5千円以上4万円未満の改善額とすることができます。 ※ 副主任保育士等に係る加算 II 算定対象人数に1/2を乗じて得た人数が1人未満となる場合は、1人以上確保することを要しない。	□ <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/>							

第4 加算等の適用に係る要件【小規模保育事業A・B型】

点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)																																																																						
	<p>(イ) 職務分野別リーダー等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">① 対象職員に対し、職務分野別リーダー等これらに相当する職位の発令や職務命令が行われているか。</td> </tr> <tr> <td colspan="6">② 対象職員は、児童施設等への勤務経験がおおむね3年以上であるか。</td> </tr> <tr> <td colspan="6">③ 対象職員は、以下の専門分野別研修のうち、担当する分野を1つ以上の研修を受講するよう努めているか（当該要件の適用は令和6年度の予定）。</td> </tr> <tr> <td>i</td><td>乳児保育</td><td>iv</td><td>食育・アレルギー対応</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>ii</td><td>幼児教育</td><td>v</td><td>保健衛生・安全対策</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>iii</td><td>障害児保育</td><td>vi</td><td>保護者支援・子育て支援</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="6">④ 対象職員の賃金改善額は、原則月額5千円となっているか。ただし、(ア)の副主任保育士等に係る賃金改善額において月額4万円の改善を行う者を1人以上確保した場合には、(ア)の副主任保育士等への改善額を超えない範囲で月額5千円以上とすることができる。</td> </tr> <tr> <td colspan="8">● (ア) 副主任保育士等及び(イ) 職務分野別リーダー等の対象職員数を記載</td> </tr> <tr> <td>副主任保育士等 賃金改善対象職員数</td><td>職務分野別リーダー等 賃金改善対象職員数</td><td>人</td><td>人</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	要件						① 対象職員に対し、職務分野別リーダー等これらに相当する職位の発令や職務命令が行われているか。						② 対象職員は、児童施設等への勤務経験がおおむね3年以上であるか。						③ 対象職員は、以下の専門分野別研修のうち、担当する分野を1つ以上の研修を受講するよう努めているか（当該要件の適用は令和6年度の予定）。						i	乳児保育	iv	食育・アレルギー対応					ii	幼児教育	v	保健衛生・安全対策					iii	障害児保育	vi	保護者支援・子育て支援					④ 対象職員の賃金改善額は、原則月額5千円となっているか。ただし、(ア)の副主任保育士等に係る賃金改善額において月額4万円の改善を行う者を1人以上確保した場合には、(ア)の副主任保育士等への改善額を超えない範囲で月額5千円以上とすることができる。						● (ア) 副主任保育士等及び(イ) 職務分野別リーダー等の対象職員数を記載								副主任保育士等 賃金改善対象職員数	職務分野別リーダー等 賃金改善対象職員数	人	人					<input type="checkbox"/>					
要件																																																																													
① 対象職員に対し、職務分野別リーダー等これらに相当する職位の発令や職務命令が行われているか。																																																																													
② 対象職員は、児童施設等への勤務経験がおおむね3年以上であるか。																																																																													
③ 対象職員は、以下の専門分野別研修のうち、担当する分野を1つ以上の研修を受講するよう努めているか（当該要件の適用は令和6年度の予定）。																																																																													
i	乳児保育	iv	食育・アレルギー対応																																																																										
ii	幼児教育	v	保健衛生・安全対策																																																																										
iii	障害児保育	vi	保護者支援・子育て支援																																																																										
④ 対象職員の賃金改善額は、原則月額5千円となっているか。ただし、(ア)の副主任保育士等に係る賃金改善額において月額4万円の改善を行う者を1人以上確保した場合には、(ア)の副主任保育士等への改善額を超えない範囲で月額5千円以上とすることができる。																																																																													
● (ア) 副主任保育士等及び(イ) 職務分野別リーダー等の対象職員数を記載																																																																													
副主任保育士等 賃金改善対象職員数	職務分野別リーダー等 賃金改善対象職員数	人	人																																																																										

第4 加算等の適用に係る要件【小規模保育事業A・B型】

点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)
2 施設機能強化推進費加算	(1) この加算が認定されている場合、事業所における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導体制を充実する等の事業所の総合的な防災対策を図る取組(注1～3)を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	留意事項通知別紙6 VI5	取組内容の記録	
	注1 《取組みの実施例》 ①地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。 ②職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。						
	注2 防災対策を図る取組に必要となる経費の総額が、おおむね16万円以上見込まれること。						
	注3 支出対象経費	需用費 消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費、光熱水費、医療材料費					
		役務費 通信運搬費					
		旅費 普通旅費、日帰旅費、費用弁償					
		謝金 謝礼金、賞賜金					
		備品購入費 お散歩カー・避難車、発電機等					
		原材料費					
		使用料及び賃借料 使用料、リース料					
		賃金					
		委託費					
		※防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。					
	●この加算により支出した経費について記載						
	令和4年度に行った施設の総合的な防災対策を図る取組の内容	左記取組のために 支出した経費の総額	左記取組のために 支出した経費の内容				
		円					
	(2) 以下の i ~ v の事業等を複数実施しているか。 (実施している事業等にチェック)						
	No.	事業名	内容				
	i	延長保育事業	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。	<input type="checkbox"/>			
	ii	一時預かり事業 (一般型)	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）	<input type="checkbox"/>			
	iii	病児保育事業	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。	<input type="checkbox"/>			
	iv	乳児に対する教育・保育 の提供	4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。	<input type="checkbox"/>			
	v	障害児（軽度障害児を含む）に対する教育・保育 の提供	4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。 ※ 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。	<input type="checkbox"/>			
	(3) この加算の適用を受けた事業所は、翌年度4月末日までに実績報告書を市長（子育てあんしん課）に提出しているか。						実績報告書

第4 加算等の適用に係る要件【小規模保育事業A・B型】							
点検項目	基準内容等の留意点			適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)
3 栄養管理加算 (1) この加算が認定されている場合、食事の提供にあたり、栄養士を活用（※）して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受けているか。	※ 「栄養士の活用」の内容	活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、栄養教諭、学校栄養職員又は調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙6 VI6 栄養士の雇用契約、資格証の写し等
4 第三者評価受審加算 (1) この加算の認定がされている場合、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者評価機関（又は評価者）による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。）を受審し、その結果をホームページ等により広く公表しているか。 ※ 第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙6 VI7 申請書（施設名・加算の適用開始年度・受診状況が分かる資料等） 評価機関との間の契約書

第4 加算等の適用に係る要件【小規模保育事業C型】

点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)																	
I 基本部分																								
1 基本分単価	<p>(1) 基本分単価に含まれる職員構成は、次の（ア）、（イ）のとおりであり、これらを充足しているか。</p> <p>基本分単価における（ア）必要保育従事者数は以下の i と ii を合計した数であること。また、これとは別に非常勤の保育従事者が配置されていること。</p> <table border="1"> <tr> <td>(ア) 保育従事者</td> </tr> <tr> <td>i 家庭的保育者及び家庭的保育補助者</td> </tr> <tr> <td>子ども 3 人につき家庭的保育者 1 人（家庭的保育補助者を配置する場合は子ども 5 人）</td> </tr> <tr> <td>ii その他</td> </tr> <tr> <td>保育標準時間認定を受けた子どもが利用する事業所については非常勤保育従事者1人を加配</td> </tr> <tr> <td>(イ) その他</td> </tr> <tr> <td>i 管理者 1 人</td> </tr> <tr> <td>児童福祉施設事業等に 2 年以上従事した者（注 1）又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者（注 2）で、常時、実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ、給付費からの給与支出がある者とする。</td> </tr> <tr> <td>（注 1）児童福祉事業等に従事した者とは、児童福祉施設の職員、幼稚園・小学校等における教諭、市町村等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局の職員、民生委員・児童委員のほか、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設の職員等とする。</td> </tr> <tr> <td>（注 2）児童福祉事業等に従事した者と同等以上の能力を有すると認められる者とは、公的機関等の実施する施設長研修等を受講した者等とする。</td> </tr> <tr> <td>ii 非常勤調理員等</td> </tr> <tr> <td>・ グループのうちいずれかの利用子どもが 3 人以下の場合は、家庭的保育補助者が兼ねることができること。</td> </tr> <tr> <td>・ 調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。</td> </tr> <tr> <td>iii 非常勤事務職員</td> </tr> <tr> <td>・ 管理者等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。</td> </tr> <tr> <td>iv 嘴託医、嘴託歯科医</td> </tr> </table> <p>(2) 連携施設に係る経費を給付費より算定しているか。</p>	(ア) 保育従事者	i 家庭的保育者及び家庭的保育補助者	子ども 3 人につき家庭的保育者 1 人（家庭的保育補助者を配置する場合は子ども 5 人）	ii その他	保育標準時間認定を受けた子どもが利用する事業所については非常勤保育従事者1人を加配	(イ) その他	i 管理者 1 人	児童福祉施設事業等に 2 年以上従事した者（注 1）又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者（注 2）で、常時、実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ、給付費からの給与支出がある者とする。	（注 1）児童福祉事業等に従事した者とは、児童福祉施設の職員、幼稚園・小学校等における教諭、市町村等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局の職員、民生委員・児童委員のほか、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設の職員等とする。	（注 2）児童福祉事業等に従事した者と同等以上の能力を有すると認められる者とは、公的機関等の実施する施設長研修等を受講した者等とする。	ii 非常勤調理員等	・ グループのうちいずれかの利用子どもが 3 人以下の場合は、家庭的保育補助者が兼ねることができること。	・ 調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。	iii 非常勤事務職員	・ 管理者等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。	iv 嘴託医、嘴託歯科医	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	留意事項通知別紙 7 II 1. (2)	勤務表等勤務体制の分かるもの	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(ア) 保育従事者																								
i 家庭的保育者及び家庭的保育補助者																								
子ども 3 人につき家庭的保育者 1 人（家庭的保育補助者を配置する場合は子ども 5 人）																								
ii その他																								
保育標準時間認定を受けた子どもが利用する事業所については非常勤保育従事者1人を加配																								
(イ) その他																								
i 管理者 1 人																								
児童福祉施設事業等に 2 年以上従事した者（注 1）又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者（注 2）で、常時、実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ、給付費からの給与支出がある者とする。																								
（注 1）児童福祉事業等に従事した者とは、児童福祉施設の職員、幼稚園・小学校等における教諭、市町村等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局の職員、民生委員・児童委員のほか、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設の職員等とする。																								
（注 2）児童福祉事業等に従事した者と同等以上の能力を有すると認められる者とは、公的機関等の実施する施設長研修等を受講した者等とする。																								
ii 非常勤調理員等																								
・ グループのうちいずれかの利用子どもが 3 人以下の場合は、家庭的保育補助者が兼ねることができること。																								
・ 調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。																								
iii 非常勤事務職員																								
・ 管理者等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。																								
iv 嘴託医、嘴託歯科医																								

第4 加算等の適用に係る要件【小規模保育事業C型】								
点検項目	基準内容等の留意点			適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)
II 基本加算部分								
1 処遇改善等加算 I	(1) 処遇改善等加算Ⅰを、確実に職員（非常勤職員を含む。）の賃金改善に充てているか。 (2) 処遇改善等加算Ⅰの加算率の算定にあたり、施設に勤務する全ての常勤職員（令和4年4月1日時点）の平均経験年数をもとに算出しているか。 ※ 常勤職員以外の者であっても、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者は、常勤とみなして算定すること。 ●令和4年4月1日時点の職員一人当たりの平均経験年数及び常勤職員数を記載		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		処遇改善等加算通知第4	職員の給与明細等 処遇改善等加算適用申請書等
	(3) 処遇改善等加算Ⅰの加算率のうち、賃金改善要件分（うちキャリアパス要件分を含む。）を適用する場合は、次の要件を満たしているか。 ア 「賃金改善計画書」等を作成し、職員に対して計画の内容を周知しているか。 ※ 賃金改善見込額、賃金改善を行う給与項目、賃金改善実施期間及び賃金改善を行う方法等を記載すること。 ●令和4年度に賃金改善を行った給与項目等について記載		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	イ (キャリアパス要件分を適用している場合) キャリアパス要件届出書を市に提出している又は処遇改善等加算Ⅱを適用しているか。 ウ 賃金改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿や証拠書類を5年間保管しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
2 資格保有加算	(1) この加算がされている場合、保育士資格、看護師免許又は准看護師免許を有する家庭的保育者を配置しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙7 III2	申請書 勤務表・勤務実績 資格証及び免許証

第4 加算等の適用に係る要件【小規模保育事業C型】

点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)																								
3 障害児保育加算	<p>(1) 障害児に係る家庭的保育者及び家庭的保育補助者の配置基準が、障害児2人につき1人とされているか。</p> <p>(注) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。</p> <p><算式> [グループの利用子どもの数(障害児を除く) × 1／5(小数点第1位まで計算。以下同じ。)] + [障害児数 × 1／2] = 必要補助者数(小数点第1位を切り上げ)</p> <p>●令和5年3月1日現在の状況を記載(単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">配置基準</th> <th>利用子どもの数</th> <th>必要補助者数</th> <th>配置家庭的補助者数</th> <th>判定</th> </tr> <tr> <th>障害児を除く利用子どもの数</th> <th>5人につき1人</th> <th>定員数 在籍数</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害児数</td> <td>2人につき1人</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設合計</td> <td></td> <td>0 0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	配置基準		利用子どもの数	必要補助者数	配置家庭的補助者数	判定	障害児を除く利用子どもの数	5人につき1人	定員数 在籍数				障害児数	2人につき1人		0			施設合計		0 0	0	0		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	留意事項通知別紙7 III3	申請書(施設名・加算適用年月・対象子ども等)	
配置基準		利用子どもの数	必要補助者数	配置家庭的補助者数	判定																										
障害児を除く利用子どもの数	5人につき1人	定員数 在籍数																													
障害児数	2人につき1人		0																												
施設合計		0 0	0	0																											
4 減価償却費加算	<p>(1) この加算の認定がされている場合、以下の要件全てに該当しているか。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>要件</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>小規模保育事業の用に供する建物が自己所有であるか。</td> <td>事業所の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること。</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生しているか。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>建物の整備・改修に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていないか。</td> <td>施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設・改修した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合にはウに該当することとして差し支えない。 <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認められる場合</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと。</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること。</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>賃借料加算の対象となっていないか。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	No.	要件	備考	ア	小規模保育事業の用に供する建物が自己所有であるか。	事業所の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること。	イ	建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生しているか。		ウ	建物の整備・改修に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていないか。	施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設・改修した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合にはウに該当することとして差し支えない。 <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認められる場合</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと。</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること。</td> </tr> </table>	①	老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認められる場合	②	当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと。	③	1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること。	エ	賃借料加算の対象となっていないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	留意事項通知別紙7 III4	申請書(施設名・加算の適用年月、建物を整備又は取得する際の契約書類等)				
No.	要件	備考																													
ア	小規模保育事業の用に供する建物が自己所有であるか。	事業所の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること。																													
イ	建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生しているか。																														
ウ	建物の整備・改修に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていないか。	施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設・改修した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合にはウに該当することとして差し支えない。 <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認められる場合</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと。</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること。</td> </tr> </table>	①	老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認められる場合	②	当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと。	③	1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること。																							
①	老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認められる場合																														
②	当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと。																														
③	1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること。																														
エ	賃借料加算の対象となっていないか。																														

※ 盛岡市は、加算区分のうちA地域の標準に該当

第4 加算等の適用に係る要件【小規模保育事業C型】

点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)															
5 賃借料加算	<p>(1) この加算の認定がされている場合、以下の要件全てに該当しているか。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>要件</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>小規模保育事業の用に供する建物が賃貸物件であるか。</td> <td>事業所の一部か自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること。</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>アの賃貸物件に対する賃借料が発生しているか。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>賃借料の国庫補助を受けた施設について、当該補助に係る残額が生じていないか。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>減価償却加算の対象となっていないか。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 盛岡市は加算区分のうちD地域の標準に該当</p>	No.	要件	備考	ア	小規模保育事業の用に供する建物が賃貸物件であるか。	事業所の一部か自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること。	イ	アの賃貸物件に対する賃借料が発生しているか。		ウ	賃借料の国庫補助を受けた施設について、当該補助に係る残額が生じていないか。		エ	減価償却加算の対象となっていないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙7 III5	申請書 (施設名、加算の適用年月、賃貸契約書等)
No.	要件	備考																				
ア	小規模保育事業の用に供する建物が賃貸物件であるか。	事業所の一部か自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること。																				
イ	アの賃貸物件に対する賃借料が発生しているか。																					
ウ	賃借料の国庫補助を受けた施設について、当該補助に係る残額が生じていないか。																					
エ	減価償却加算の対象となっていないか。																					
III 加減調整部分																						
1 連携施設を設定していない場合	(1) 家庭的保育事業等設備運営基準第6条に定める連携施設を設定しない場合、給付費が調整されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙7 IV1																
2 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合	(1) 食事の提供に当たり、事業所において調理する方法又は家庭的保育事業等設備運営基準第16条第2項に定める搬入施設から搬入する方法以外の方法による場合、給付費が調整されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙7 IV2																
3 管理者を配置していない場合	(1) Ⅰ(基本分単価) (1)(イ)iの要件を満たす管理者を配置していない場合、給付費が調整されているか。 ※ 2つ以上の事業所又は他の事業と兼務し、管理者として職務を行っていない者は欠員とみなされ、要件を満たす管理者を配置したこととはならないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙7 IV3																
4 土曜日に閉所する場合	事業所を利用する保育認定子どもについて、土曜日（国民の祝日及び休日を除く。以下同じ。）に係る保育の利用希望が無いなどの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある場合、給付費が調整されているか。なお、開所していても保育を提供していない場合は、閉所しているものとして取り扱う。 ※ 他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く。）又は企業主導型保育施設と共同保育を実施することにより、事業所を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙7 IV4																
5 国家公務員給与改定対応部分の補助を受けた場合	(1) 「保育士・幼稚園教諭等待遇改善臨時特例事業の実施について」（令和3年12月23日府子本第1203号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）に定める国家公務員給与改定対応部分の補助を受けた場合に給付費が調整されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙7 IV5																

第4 加算等の適用に係る要件【小規模保育事業C型】										
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)			
IV 乗除調整部分										
1 定員を恒常に超過する場合	<p>(1) 直前の連続する過去の5年度間に常に利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率（注1）が120%以上の状態にある場合、給付費が調整されているか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">留意事項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">小規模保育事業C型は定員10人以下の事業であることから、定員10人を超えて子どもを受け入れることはできないこと。</td> </tr> </table> <p>(注1) 当該年度内における各月の初日の在籍する子どもの総和を各月の初日の利用定員の総和で除したものという。</p>	留意事項	教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。	小規模保育事業C型は定員10人以下の事業であることから、定員10人を超えて子どもを受け入れることはできないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙7 V 1	
留意事項										
教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。										
小規模保育事業C型は定員10人以下の事業であることから、定員10人を超えて子どもを受け入れることはできないこと。										

第4 加算等の適用に係る要件【小規模保育事業C型】

点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)												
V 特定加算部分																			
1 処遇改善等加算 II	<p>(1) 処遇改善等加算 II を副主任保育士等及び職務分野別リーダー等の賃金改善に充てる際、次の要件を満たしているか。</p> <p>ア 処遇改善等加算 II を確実に該当職員の賃金改善に充てているか。</p> <p>イ 「賃金改善計画書」等を作成し、職員に対して計画の内容を周知しているか。</p> <p>※ 賃金改善見込額、賃金改善を行う給与項目、賃金改善実施期間及び賃金改善を行う方法等を記載すること。</p> <p>●令和4年度の賃金改善を行った給与項目等について記載</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>賃金改善の有無</th><th>給与規程等 への規定</th><th>項目</th><th>賃金改善の有無</th><th>給与規程等 への規定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本給</td><td>有・無</td><td>有・無</td><td>手当</td><td>有・無</td><td>有・無</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 処遇改善等加算 II については、毎月支払われる手当又は基本給への上乗せにより行うこと。</p> <p>ウ 職員の職責、職位、職務内容に応じた勤務条件等の要件及びこれに応じた賃金体系を給与規程等に定め、職員に対して周知しているか。</p> <p>エ 賃金改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿や証拠書類を5年間保管しているか。</p>	項目	賃金改善の有無	給与規程等 への規定	項目	賃金改善の有無	給与規程等 への規定	基本給	有・無	有・無	手当	有・無	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	処遇改善等加算通知第5	職員の給与明細等 処遇改善等加算適用 申請書等	
項目	賃金改善の有無	給与規程等 への規定	項目	賃金改善の有無	給与規程等 への規定														
基本給	有・無	有・無	手当	有・無	有・無														
<p>(2) 処遇改善等加算 II を副主任保育士等及び職務分野別リーダー等の賃金改善に充てる際、それぞれ次の要件を満たしているか。</p> <p>(ア) 副主任保育士等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 対象職員に対し、副主任保育士又は専門リーダー等これらに相当する職位の発令や職務命令が行われているか。</td> </tr> <tr> <td>② 対象職員は、児童施設等への勤務経験がおむね7年以上あるか。</td> </tr> <tr> <td>③ 対象職員は、以下の専門分野別研修のうち、副主任保育士等は4つ以上（副主任保育士については、3つ以上）受講するよう努めているか（当該要件の適用は令和8年度の予定であり、令和7年度までの経過措置期間における修了すべき研修については、次のとおり（※）適用することとする。なお、副主任保育士については、当該経過措置期間における1つ分の研修分野の受講を、マネジメント研修の受講に代えて差し支えない。）。</td> </tr> <tr> <td>※ 令和5年度：1以上の研修分野／令和6年度：2以上の研修分野／令和7年度：3以上の研修分野</td> </tr> <tr> <td>i 乳児保育 iv 食育・アレルギー対応</td> </tr> <tr> <td>ii 幼児教育 v 保健衛生・安全対策</td> </tr> <tr> <td>iii 障害児保育 vi 保護者支援・子育て支援</td> </tr> <tr> <td>④ 副主任保育士は、マネジメント研修を受講するよう努めているか（当該要件の適用は令和8年度の予定）。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 対象職員の賃金改善額は、原則月額4万円となっているか。ただし、月額4万円の賃金改善を行う対象職員を1人以上確保（※）した上で、それ以外の副主任保育士等について月額5千円以上4万円未満の改善額とすることができます。 ※ 副主任保育士等に係る加算 II 算定対象人数に1/2を乗じて得た人数が1人未満となる場合は、1人以上確保することを要しない。</td> </tr> </tbody> </table>	要件	① 対象職員に対し、副主任保育士又は専門リーダー等これらに相当する職位の発令や職務命令が行われているか。	② 対象職員は、児童施設等への勤務経験がおむね7年以上あるか。	③ 対象職員は、以下の専門分野別研修のうち、副主任保育士等は4つ以上（副主任保育士については、3つ以上）受講するよう努めているか（当該要件の適用は令和8年度の予定であり、令和7年度までの経過措置期間における修了すべき研修については、次のとおり（※）適用することとする。なお、副主任保育士については、当該経過措置期間における1つ分の研修分野の受講を、マネジメント研修の受講に代えて差し支えない。）。	※ 令和5年度：1以上の研修分野／令和6年度：2以上の研修分野／令和7年度：3以上の研修分野	i 乳児保育 iv 食育・アレルギー対応	ii 幼児教育 v 保健衛生・安全対策	iii 障害児保育 vi 保護者支援・子育て支援	④ 副主任保育士は、マネジメント研修を受講するよう努めているか（当該要件の適用は令和8年度の予定）。	⑤ 対象職員の賃金改善額は、原則月額4万円となっているか。ただし、月額4万円の賃金改善を行う対象職員を1人以上確保（※）した上で、それ以外の副主任保育士等について月額5千円以上4万円未満の改善額とすることができます。 ※ 副主任保育士等に係る加算 II 算定対象人数に1/2を乗じて得た人数が1人未満となる場合は、1人以上確保することを要しない。	<input type="checkbox"/>	施設型給付費等に係る 処遇改善等加算 II に係る 研修修了要件につい て（令和3年9月2 日、府子本第897号、 3初幼教第11号、子保 発0902第1号）							
要件																			
① 対象職員に対し、副主任保育士又は専門リーダー等これらに相当する職位の発令や職務命令が行われているか。																			
② 対象職員は、児童施設等への勤務経験がおむね7年以上あるか。																			
③ 対象職員は、以下の専門分野別研修のうち、副主任保育士等は4つ以上（副主任保育士については、3つ以上）受講するよう努めているか（当該要件の適用は令和8年度の予定であり、令和7年度までの経過措置期間における修了すべき研修については、次のとおり（※）適用することとする。なお、副主任保育士については、当該経過措置期間における1つ分の研修分野の受講を、マネジメント研修の受講に代えて差し支えない。）。																			
※ 令和5年度：1以上の研修分野／令和6年度：2以上の研修分野／令和7年度：3以上の研修分野																			
i 乳児保育 iv 食育・アレルギー対応																			
ii 幼児教育 v 保健衛生・安全対策																			
iii 障害児保育 vi 保護者支援・子育て支援																			
④ 副主任保育士は、マネジメント研修を受講するよう努めているか（当該要件の適用は令和8年度の予定）。																			
⑤ 対象職員の賃金改善額は、原則月額4万円となっているか。ただし、月額4万円の賃金改善を行う対象職員を1人以上確保（※）した上で、それ以外の副主任保育士等について月額5千円以上4万円未満の改善額とすることができます。 ※ 副主任保育士等に係る加算 II 算定対象人数に1/2を乗じて得た人数が1人未満となる場合は、1人以上確保することを要しない。																			

第4 加算等の適用に係る要件【小規模保育事業C型】

点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)																																																																														
	<p>(イ) 職務分野別リーダー等</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="6">要件</td> </tr> <tr> <td colspan="6">(1) 対象職員に対し、職務分野別リーダー等これらに相当する職位の発令や職務命令が行われているか。</td> </tr> <tr> <td colspan="6">(2) 対象職員は、児童施設等への勤務経験がおおむね3年以上であるか。</td> </tr> <tr> <td colspan="6">(3) 対象職員は、以下の専門分野別研修のうち、担当する分野を1つ以上の研修を受講するよう努めているか（当該要件の適用は令和6年度の予定）。</td> </tr> <tr> <td>i</td><td>乳児保育</td><td>iv</td><td>食育・アレルギー対応</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>ii</td><td>幼児教育</td><td>v</td><td>保健衛生・安全対策</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>iii</td><td>障害児保育</td><td>vi</td><td>保護者支援・子育て支援</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="6">(4) 対象職員の賃金改善額は、原則月額5千円となっているか。ただし、(ア)の副主任保育士等に係る賃金改善額において月額4万円の改善を行う者を1人以上確保した場合には、(ア)の副主任保育士等への改善額を超えない範囲で月額5千円以上とすることができる。</td> </tr> <tr> <td colspan="8">● (ア) 副主任保育士等及び(イ) 職務分野別リーダー等の対象職員数を記載</td> </tr> <tr> <td>副主任保育士等 賃金改善対象職員数</td><td></td><td>職務分野別リーダー等 賃金改善対象職員数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>人</td><td></td><td>人</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	要件						(1) 対象職員に対し、職務分野別リーダー等これらに相当する職位の発令や職務命令が行われているか。						(2) 対象職員は、児童施設等への勤務経験がおおむね3年以上であるか。						(3) 対象職員は、以下の専門分野別研修のうち、担当する分野を1つ以上の研修を受講するよう努めているか（当該要件の適用は令和6年度の予定）。						i	乳児保育	iv	食育・アレルギー対応					ii	幼児教育	v	保健衛生・安全対策					iii	障害児保育	vi	保護者支援・子育て支援					(4) 対象職員の賃金改善額は、原則月額5千円となっているか。ただし、(ア)の副主任保育士等に係る賃金改善額において月額4万円の改善を行う者を1人以上確保した場合には、(ア)の副主任保育士等への改善額を超えない範囲で月額5千円以上とすることができる。						● (ア) 副主任保育士等及び(イ) 職務分野別リーダー等の対象職員数を記載								副主任保育士等 賃金改善対象職員数		職務分野別リーダー等 賃金改善対象職員数						人		人						<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
要件																																																																																					
(1) 対象職員に対し、職務分野別リーダー等これらに相当する職位の発令や職務命令が行われているか。																																																																																					
(2) 対象職員は、児童施設等への勤務経験がおおむね3年以上であるか。																																																																																					
(3) 対象職員は、以下の専門分野別研修のうち、担当する分野を1つ以上の研修を受講するよう努めているか（当該要件の適用は令和6年度の予定）。																																																																																					
i	乳児保育	iv	食育・アレルギー対応																																																																																		
ii	幼児教育	v	保健衛生・安全対策																																																																																		
iii	障害児保育	vi	保護者支援・子育て支援																																																																																		
(4) 対象職員の賃金改善額は、原則月額5千円となっているか。ただし、(ア)の副主任保育士等に係る賃金改善額において月額4万円の改善を行う者を1人以上確保した場合には、(ア)の副主任保育士等への改善額を超えない範囲で月額5千円以上とすることができる。																																																																																					
● (ア) 副主任保育士等及び(イ) 職務分野別リーダー等の対象職員数を記載																																																																																					
副主任保育士等 賃金改善対象職員数		職務分野別リーダー等 賃金改善対象職員数																																																																																			
人		人																																																																																			

第4 加算等の適用に係る要件【小規模保育事業C型】

点検項目	基準内容等の留意点			適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)
2 施設機能強化推進費加算	(1) この加算が認定されている場合、事業所における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導体制を充実する等の事業所の総合的な防災対策を図る取組(注1～3)を行っているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙7 VI5	取組内容の記録
	注1 《取組みの実施例》 ①地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。 ②職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。								
	注2 防災対策を図る取組に必要となる経費の総額が、おおむね16万円以上見込まれること。								
	注3 支出対象経費	需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費、光熱水費、医療材料費						
		役務費	通信運搬費						
		旅費	普通旅費、日帰旅費、費用弁償						
		謝金	謝礼金、賞賜金						
		備品購入費	お散歩カー・避難車、発電機等						
		原材料費							
		使用料及び賃借料	使用料、リース料						
		賃金							
		委託費							
		※防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。							
	●この加算により支出した経費について記載								
	令和4年度に行った施設の総合的な防災対策を図る取組の内容	左記取組のために支出した経費の総額	左記取組のために支出した経費の内容						
			円						
	(2) 以下の i ~ v の事業等を複数実施しているか。 (実施している事業等にチェック)								
	No.	事業名	内容						
	i	延長保育事業	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。	<input type="checkbox"/>					
	ii	一時預かり事業 (一般型)	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）	<input type="checkbox"/>					
	iii	病児保育事業	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。	<input type="checkbox"/>					
	iv	乳児に対する教育・保育の提供	4月から11月までの各月初日を平均して <u>乳児が3人以上利用していること。</u>	<input type="checkbox"/>					
	v	障害児（軽度障害児を含む）に対する教育・保育の提供	4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。 ※ 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。	<input type="checkbox"/>					
	(3) この加算の適用を受けた事業所は、翌年度4月末日までに実績報告書を市長（子育てあんしん課）に提出しているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				実績報告書

第4 加算等の適用に係る要件【小規模保育事業C型】

点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)			
3 栄養管理加算 (1)	<p>この加算が認定されている場合、食事の提供にあたり、栄養士を活用（※）して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受けているか。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>※</td> <td>「栄養士の活用」の内容</td> <td>活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、栄養教諭、学校栄養職員又は調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。</td> </tr> </table>	※	「栄養士の活用」の内容	活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、栄養教諭、学校栄養職員又は調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙7 VI6	栄養士の雇用契約、資格証の写し等
※	「栄養士の活用」の内容	活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、栄養教諭、学校栄養職員又は調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。								
4 第三者評価受診加算 (1)	<p>この加算の認定がされている場合、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者評価機関（又は評価者）による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。）を受審し、その結果をホームページ等により広く公表しているか。</p> <p>※ 第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙7 VI7	申請書（施設名・加算の適用開始年度・受診状況が分かる資料等） 評価機関との間の契約書等			

第4 加算等の適用に係る要件【事業所内保育事業】

点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)																																																																																																							
I 基本部分																																																																																																														
1 基本分単価	<p>(1) 基本分単価に含まれる職員構成は、次の（ア）、（イ）のとおりであり、これらを充足しているか。</p> <p>基本分単価における必要保育従事者数等は以下の i と ii を合計した数であること。</p> <p>(ア) a <小規模保育事業A型の基準が適用される事業所></p> <p>i 年齢別配置基準</p> <p><算式> {1、2歳児数×1/6 (小数点第2位以下切り捨て)} + {乳児数×1/3 (〃)} + 1 = 配置基準上必要保育士数 (小数点以下四捨五入)</p> <p>●令和 5年 3月 1日現在の状況を記載 (単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年齢別配置基準</th> <th rowspan="2">利用子どもの年齢</th> <th colspan="2">利用子どもの数</th> <th rowspan="2">配置基準</th> <th colspan="2">保育士</th> </tr> <tr> <th>定員数</th> <th>在籍数</th> <th>必要数</th> <th>配置職員数</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児</td> <td>3人につき1人</td> <td>0歳児</td> <td></td> <td>0.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1、2歳児</td> <td rowspan="2">6人につき1人</td> <td>1歳児</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">0.0</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>2歳児</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">加配分</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">施設合計</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1.0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>b <小規模保育事業B型の基準が適用される事業所></p> <p>i 年齢別配置基準</p> <p><算式1> {1、2歳児数×1/6 (小数点第2位以下切り捨て)} + {乳児数×1/3 (〃)} + 1 = 配置基準上必要保育従事者数 (小数点以下四捨五入)</p> <p><算式2> 配置基準上必要<u>保育従事者</u>数×1/2=配置基準上必要<u>保育士</u>数(小数点以下四捨五入)</p> <p>●令和 5年 3月 1日現在の状況を記載 (単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年齢別配置基準</th> <th rowspan="2">利用子どもの年齢</th> <th colspan="2">利用子どもの数</th> <th rowspan="2">配置基準</th> <th colspan="2">保育従事者</th> </tr> <tr> <th>定員数</th> <th>在籍数</th> <th>必要数</th> <th>配置職員数</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児</td> <td>3人につき1人</td> <td>0歳児</td> <td></td> <td>0.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1、2歳児</td> <td rowspan="2">6人につき1人</td> <td>1歳児</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">0.0</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>2歳児</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">加配分</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">施設合計</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1.0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>●上記保育従事者 (配置基準上必要保育従事者数) のうち保育士の人数を記載</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保育従事者数 (配置基準上必要保育従事者数)</th> <th>うち保育士数</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人</td> <td>人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年齢別配置基準		利用子どもの年齢	利用子どもの数		配置基準	保育士		定員数	在籍数	必要数	配置職員数	判定	乳児	3人につき1人	0歳児		0.0				1、2歳児	6人につき1人	1歳児			0.0			2歳児			加配分				1				施設合計		0	0	1.0	0			年齢別配置基準		利用子どもの年齢	利用子どもの数		配置基準	保育従事者		定員数	在籍数	必要数	配置職員数	判定	乳児	3人につき1人	0歳児		0.0				1、2歳児	6人につき1人	1歳児			0.0			2歳児			加配分				1				施設合計		0	0	1.0	0			保育従事者数 (配置基準上必要保育従事者数)	うち保育士数	判定	人	人		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	留意事項通知別紙8 II 1 / 2			勤務表等勤務体制の分かるもの
年齢別配置基準		利用子どもの年齢	利用子どもの数		配置基準	保育士																																																																																																								
定員数	在籍数		必要数	配置職員数		判定																																																																																																								
乳児	3人につき1人	0歳児		0.0																																																																																																										
1、2歳児	6人につき1人	1歳児			0.0																																																																																																									
		2歳児																																																																																																												
加配分				1																																																																																																										
施設合計		0	0	1.0	0																																																																																																									
年齢別配置基準		利用子どもの年齢	利用子どもの数		配置基準	保育従事者																																																																																																								
定員数	在籍数		必要数	配置職員数		判定																																																																																																								
乳児	3人につき1人	0歳児		0.0																																																																																																										
1、2歳児	6人につき1人	1歳児			0.0																																																																																																									
		2歳児																																																																																																												
加配分				1																																																																																																										
施設合計		0	0	1.0	0																																																																																																									
保育従事者数 (配置基準上必要保育従事者数)	うち保育士数	判定																																																																																																												
人	人																																																																																																													

第4 加算等の適用に係る要件【事業所内保育事業】																																																			
点検項目	基準内容等の留意点						適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)																																							
1 基本分単価	<p>c <利用定員20人以上の事業所></p> <p>i 年齢別配置基準</p> <p><算式1> {1、2歳児数×1/6（小数点第2位以下切り捨て）} + {乳児数×1/3（四捨五入）} = 配置基準上必要保育士数（小数点以下四捨五入）</p> <p>●令和5年3月1日現在の状況を記載（単位:人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年齢別配置基準</th> <th rowspan="2">利用子どもの年齢</th> <th colspan="2">利用子どもの数</th> <th rowspan="2">配置基準</th> <th colspan="2">保育士</th> </tr> <tr> <th>定員数</th> <th>在籍数</th> <th>必要数</th> <th>配置職員数</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児</td> <td>3人につき1人</td> <td>0歳児</td> <td></td> <td>0.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1、2歳児</td> <td rowspan="2">6人につき1人</td> <td>1歳児</td> <td></td> <td rowspan="2">0.0</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>2歳児</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">施設合計</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ii その他</p> <p>a 利用定員20人以上の事業所については1人加配</p> <p>b 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する場合</p> <p>小規模A型が適用される事業所→非常勤保育士1人加配</p> <p>小規模B型が適用される事業所→非常勤保育従事者1人加配</p> <p>利用定員20人以上の事業所 →保育士1人加配</p> <p>(イ) その他</p> <p>i 管理者 1人</p> <p>児童福祉施設事業等に2年以上従事した者（注1）又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者（注2）で、常時、実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ、給付費からの給与支支がある者とする。</p> <p>（注1）児童福祉事業等に従事した者とは、児童福祉施設の職員、幼稚園・小学校等における教諭、市町村等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局の職員、民生委員・児童委員のほか、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設の職員等とする。</p> <p>（注2）児童福祉事業等に従事した者と同等以上の能力を有すると認められる者とは、公的機関等の実施する施設長研修等を受講した者等とする。</p> <p>i 調理員等（調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。）</p> <p>a 利用定員19人以下の事業所→非常勤調理員等</p> <p>b 利用定員20人以上の事業所→利用定員40人以下の事業所は1人、41人以上の事業所は2人</p> <p>ii 非常勤事務職員（管理者等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置不要）</p> <p>iii 嘱託医、嘱託歯科医</p> <p>(2) 連携施設に係る経費を給付費より算定しているか。</p>	年齢別配置基準		利用子どもの年齢	利用子どもの数		配置基準	保育士		定員数	在籍数	必要数	配置職員数	判定	乳児	3人につき1人	0歳児		0.0				1、2歳児	6人につき1人	1歳児		0.0				2歳児		施設合計		0	0	0.0	0													勤務表等勤務体制の分かるもの
年齢別配置基準		利用子どもの年齢	利用子どもの数		配置基準	保育士																																													
定員数	在籍数		必要数	配置職員数		判定																																													
乳児	3人につき1人	0歳児		0.0																																															
1、2歳児	6人につき1人	1歳児		0.0																																															
		2歳児																																																	
施設合計		0	0	0.0	0																																														
2 従業員枠の子供の場合	<p>(1) この加算が適用される場合、事業主が雇用する労働者の子どもに保育を提供しているか。</p>						<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙8 II 2																																								

第4 加算等の適用に係る要件【事業所内保育事業】											
点検項目	基準内容等の留意点					適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)
II 基本加算部分											
1 処遇改善等加算 I	(1) 処遇改善等加算 I を、確実に職員（非常勤職員を含む。）の賃金改善に充てているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				処遇改善等加算通知第4	職員の給与明細等	
	(2) 処遇改善等加算 I の加算率の算定にあたり、施設に勤務する全ての常勤職員（令和4年4月1日時点）の平均経験年数をもとに算出しているか。 ※ 常勤職員以外の者であっても、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者は、常勤とみなして算定すること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					処遇改善等加算適用申請書等		
	●令和4年4月1日時点の職員一人当たりの平均経験年数及び常勤職員数を記載										
	平均経験年数	常勤職員数									
	(3) 処遇改善等加算 I の加算率のうち、賃金改善要件分（うちキャリアパス要件分を含む。）を適用する場合は、次の要件を満たしているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
	ア 「賃金改善計画書」等を作成し、職員に対して計画の内容を周知しているか。 ※ 賃金改善見込額、賃金改善を行う給与項目、賃金改善実施期間及び賃金改善を行う方法等を記載すること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
	●令和4年度に賃金改善を行った給与項目等について記載										
	項目	賃金改善の有無	給与規程等への規定	項目	賃金改善の有無	給与規程等への規定					
	基本給	有・無	有・無	賞与	有・無	有・無					
	手当	有・無	有・無	一時金等	有・無	有・無					
	イ (キャリアパス要件分を適用している場合) キャリアパス要件届出書を市に提出している又は処遇改善等加算 II を適用しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
	ウ 賃金改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿や証拠書類を5年間保管しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
2 保育士比率向上加算 <小規模B型のみ>	この加算が認定されている場合、I (基本分単価) により算出した配置基準上保育従事者数のうち、保育士資格を有する者が、3／4以上配置されているか。 (1) なお、その際の計算に当たっては、次の算式によること。 <算式>配置基準上保育従事者数（小数点以下四捨五入）×3／4 = 必要保育士数（小数点以下四捨五入）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				留意事項通知別紙8 III2	申請書 (施設名・加算の適用開始年月日、保育士の配置状況等が記載された職員体制図等)	

第4 加算等の適用に係る要件【事業所内保育事業】

点検項目	基準内容等の留意点						適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)																																																																			
3 障害児保育加算	(1) 障害児（注）に係る保育従事者の配置基準が障害児2人につき1人とされているか。 (注) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						留意事項通知別紙8 III3	申請書（施設名・加算適用年月・対象子ども等）																																																																				
●小規模保育事業A型又は小規模保育事業B型の基準が適用される事業所の場合																																																																															
<算式> [1、2歳児数(障害児を除く) × 1/6(小数点第2位以下切り捨て)] + [乳児数(〃) × 1/3(〃)] + [障害児数 × 1/2] + 1 = 小規模保育事業A型:配置基準上必要保育士・小規模保育事業B型:保育従事者数(小数点以下四捨五入)																																																																															
●令和 5年 3月 1日現在の状況を記載（単位:人）																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">年齢別配置基準</th> <th rowspan="2">利用子どもの年齢</th> <th colspan="2">利用子どもの数</th> <th rowspan="2">配置基準</th> <th colspan="2">保育士数又は保育従事者</th> <th rowspan="2">判定</th> </tr> <tr> <th>定員数</th> <th>在籍数</th> <th>必要数</th> <th>配置職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害児を除く乳児</td> <td>3人につき1人</td> <td>0歳児</td> <td></td> <td></td> <td>0.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害児を除く1、2歳児</td> <td>6人につき1人</td> <td>1歳児</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2歳児</td> <td></td> <td></td> <td>0.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害児</td> <td>2人につき1人</td> <td>0歳～2歳児</td> <td></td> <td></td> <td>0.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">加配分</td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">施設合計</td><td>0</td><td>0</td><td>1.0</td><td>0</td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>													年齢別配置基準		利用子どもの年齢	利用子どもの数		配置基準	保育士数又は保育従事者		判定	定員数	在籍数	必要数	配置職員数	障害児を除く乳児	3人につき1人	0歳児			0.0				障害児を除く1、2歳児	6人につき1人	1歳児									2歳児			0.0				障害児	2人につき1人	0歳～2歳児			0.0				加配分					1				施設合計			0	0	1.0	0		
年齢別配置基準		利用子どもの年齢	利用子どもの数		配置基準	保育士数又は保育従事者		判定																																																																							
			定員数	在籍数		必要数	配置職員数																																																																								
障害児を除く乳児	3人につき1人	0歳児			0.0																																																																										
障害児を除く1、2歳児	6人につき1人	1歳児																																																																													
		2歳児			0.0																																																																										
障害児	2人につき1人	0歳～2歳児			0.0																																																																										
加配分					1																																																																										
施設合計			0	0	1.0	0																																																																									
●利用定員20人以上の事業所の場合																																																																															
<算式> [1、2歳児数(障害児を除く) × 1/6(小数点第2位以下切り捨て)] + [乳児数(〃) × 1/3(〃)] + [障害児数 × 1/2] = 配置基準上必要保育士(小数点以下四捨五入)																																																																															
●令和 5年 3月 1日現在の状況を記載（単位:人）																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">年齢別配置基準</th> <th rowspan="2">利用子どもの年齢</th> <th colspan="2">利用子どもの数</th> <th rowspan="2">配置基準</th> <th colspan="2">保育士数</th> <th rowspan="2">判定</th> </tr> <tr> <th>定員数</th> <th>在籍数</th> <th>必要数</th> <th>配置職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害児を除く乳児</td> <td>3人につき1人</td> <td>0歳児</td> <td></td> <td></td> <td>0.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害児を除く1、2歳児</td> <td>6人につき1人</td> <td>1歳児</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2歳児</td> <td></td> <td></td> <td>0.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害児</td> <td>2人につき1人</td> <td>0歳～2歳児</td> <td></td> <td></td> <td>0.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">施設合計</td><td>0</td><td>0</td><td>0.0</td><td>0</td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>													年齢別配置基準		利用子どもの年齢	利用子どもの数		配置基準	保育士数		判定	定員数	在籍数	必要数	配置職員数	障害児を除く乳児	3人につき1人	0歳児			0.0				障害児を除く1、2歳児	6人につき1人	1歳児									2歳児			0.0				障害児	2人につき1人	0歳～2歳児			0.0				施設合計			0	0	0.0	0											
年齢別配置基準		利用子どもの年齢	利用子どもの数		配置基準	保育士数		判定																																																																							
			定員数	在籍数		必要数	配置職員数																																																																								
障害児を除く乳児	3人につき1人	0歳児			0.0																																																																										
障害児を除く1、2歳児	6人につき1人	1歳児																																																																													
		2歳児			0.0																																																																										
障害児	2人につき1人	0歳～2歳児			0.0																																																																										
施設合計			0	0	0.0	0																																																																									

第4 加算等の適用に係る要件【事業所内保育事業】

点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)																																									
4 休日保育加算	<p>(1) この加算が認定されている場合、以下の要件を満たして、保育を実施しているか。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>休日保育加算の認定要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>日曜日、国民の祝日及び休日（以下「休日等」という。）に、保育を実施しているか。</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>休日等を含めて年間を通じて開所する事業所（複数の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く。）又は企業主導型保育施設との共同により年間を通じて開所する事業所を含む。）として市町村から指定されているか。</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td> <p>保育に直接従事する職員について、次の基準に基づき保育士等を配置しているか。</p> <p>●小規模保育事業A型の基準を適用の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用子どもの区分等</th> <th>保育士の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳未満</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> <tr> <td>加配分</td> <td>上記の基準に基づいて配置した職員に加えて1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>●小規模保育事業B型の基準を適用の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用子どもの区分等</th> <th>保育従事者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳未満</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> <tr> <td>加配分</td> <td>上記の基準に基づいて配置した職員に加えて1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※うち半数以上は保育士であること</p> <p>●定員20人以上の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用子どもの区分等</th> <th>保育士の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳未満</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供しているか。</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもとなっているか。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) この加算の適用を受けた事業所は、翌年度4月末日までに実績報告書を市長（子育てあんしん課）に提出しているか。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>留意事項通知別紙8 III 4</td> <td>実績報告書</td> </tr> </tbody> </table>	No.	休日保育加算の認定要件	ア	日曜日、国民の祝日及び休日（以下「休日等」という。）に、保育を実施しているか。	イ	休日等を含めて年間を通じて開所する事業所（複数の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く。）又は企業主導型保育施設との共同により年間を通じて開所する事業所を含む。）として市町村から指定されているか。	ウ	<p>保育に直接従事する職員について、次の基準に基づき保育士等を配置しているか。</p> <p>●小規模保育事業A型の基準を適用の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用子どもの区分等</th> <th>保育士の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳未満</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> <tr> <td>加配分</td> <td>上記の基準に基づいて配置した職員に加えて1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>●小規模保育事業B型の基準を適用の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用子どもの区分等</th> <th>保育従事者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳未満</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> <tr> <td>加配分</td> <td>上記の基準に基づいて配置した職員に加えて1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※うち半数以上は保育士であること</p> <p>●定員20人以上の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用子どもの区分等</th> <th>保育士の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳未満</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> </tbody> </table>	利用子どもの区分等	保育士の数	満1歳以上満3歳未満	おおむね6人につき1人	満1歳未満	おおむね3人につき1人	加配分	上記の基準に基づいて配置した職員に加えて1人	利用子どもの区分等	保育従事者の数	満1歳以上満3歳未満	おおむね6人につき1人	満1歳未満	おおむね3人につき1人	加配分	上記の基準に基づいて配置した職員に加えて1人	利用子どもの区分等	保育士の数	満1歳以上満3歳未満	おおむね6人につき1人	満1歳未満	おおむね3人につき1人	エ	対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供しているか。	オ	対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもとなっているか。		(2) この加算の適用を受けた事業所は、翌年度4月末日までに実績報告書を市長（子育てあんしん課）に提出しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	留意事項通知別紙8 III 4	実績報告書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	留意事項通知別紙8 III 4	申請書 (施設名・加算の適用年月、休日等における保育士等の配置状況が記載された職員体制図、利用子ども数（見込み及び実績等）) 勤務表・勤務実績 給食等提供記録 保育実績の分かる記録	
No.	休日保育加算の認定要件																																															
ア	日曜日、国民の祝日及び休日（以下「休日等」という。）に、保育を実施しているか。																																															
イ	休日等を含めて年間を通じて開所する事業所（複数の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く。）又は企業主導型保育施設との共同により年間を通じて開所する事業所を含む。）として市町村から指定されているか。																																															
ウ	<p>保育に直接従事する職員について、次の基準に基づき保育士等を配置しているか。</p> <p>●小規模保育事業A型の基準を適用の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用子どもの区分等</th> <th>保育士の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳未満</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> <tr> <td>加配分</td> <td>上記の基準に基づいて配置した職員に加えて1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>●小規模保育事業B型の基準を適用の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用子どもの区分等</th> <th>保育従事者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳未満</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> <tr> <td>加配分</td> <td>上記の基準に基づいて配置した職員に加えて1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※うち半数以上は保育士であること</p> <p>●定員20人以上の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用子どもの区分等</th> <th>保育士の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳未満</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> </tbody> </table>	利用子どもの区分等	保育士の数	満1歳以上満3歳未満	おおむね6人につき1人	満1歳未満	おおむね3人につき1人	加配分	上記の基準に基づいて配置した職員に加えて1人	利用子どもの区分等	保育従事者の数	満1歳以上満3歳未満	おおむね6人につき1人	満1歳未満	おおむね3人につき1人	加配分	上記の基準に基づいて配置した職員に加えて1人	利用子どもの区分等	保育士の数	満1歳以上満3歳未満	おおむね6人につき1人	満1歳未満	おおむね3人につき1人																									
利用子どもの区分等	保育士の数																																															
満1歳以上満3歳未満	おおむね6人につき1人																																															
満1歳未満	おおむね3人につき1人																																															
加配分	上記の基準に基づいて配置した職員に加えて1人																																															
利用子どもの区分等	保育従事者の数																																															
満1歳以上満3歳未満	おおむね6人につき1人																																															
満1歳未満	おおむね3人につき1人																																															
加配分	上記の基準に基づいて配置した職員に加えて1人																																															
利用子どもの区分等	保育士の数																																															
満1歳以上満3歳未満	おおむね6人につき1人																																															
満1歳未満	おおむね3人につき1人																																															
エ	対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供しているか。																																															
オ	対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもとなっているか。																																															
	(2) この加算の適用を受けた事業所は、翌年度4月末日までに実績報告書を市長（子育てあんしん課）に提出しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	留意事項通知別紙8 III 4	実績報告書																																										
5 夜間保育加算	<p>(1) この加算の認定がされている場合、次の要件を満たして保育を実施しているか。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>項目</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>設置経営主体</td> <td>夜間保育の場合は、生活面への対応や個別的な援助がより一層求められることから、保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果を収めているか。</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>事業所</td> <td>保育認定子どもに対して夜間保育を行う事業所であるか。</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>職員</td> <td>管理者は、保育士の資格を有し、直接子どもの保育に従事することができる者を配置するよう努めているか。</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>設備及び備品</td> <td>仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えているか。</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>開所時間</td> <td>開所時間は原則として11時間とし、およそ午後10時までとしているか。</td> </tr> </tbody> </table>	No.	項目	要件	ア	設置経営主体	夜間保育の場合は、生活面への対応や個別的な援助がより一層求められることから、保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果を収めているか。	イ	事業所	保育認定子どもに対して夜間保育を行う事業所であるか。	ウ	職員	管理者は、保育士の資格を有し、直接子どもの保育に従事することができる者を配置するよう努めているか。	エ	設備及び備品	仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えているか。	オ	開所時間	開所時間は原則として11時間とし、およそ午後10時までとしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	留意事項通知別紙8 III 5	申請書 (施設名・加算の適用年月、夜間における保育士の配置状況が記載された職員体制図等)																								
No.	項目	要件																																														
ア	設置経営主体	夜間保育の場合は、生活面への対応や個別的な援助がより一層求められることから、保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果を収めているか。																																														
イ	事業所	保育認定子どもに対して夜間保育を行う事業所であるか。																																														
ウ	職員	管理者は、保育士の資格を有し、直接子どもの保育に従事することができる者を配置するよう努めているか。																																														
エ	設備及び備品	仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えているか。																																														
オ	開所時間	開所時間は原則として11時間とし、およそ午後10時までとしているか。																																														

第4 加算等の適用に係る要件【事業所内保育事業】

点検項目	基準内容等の留意点			適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)
6 減価償却費加算	(1) この加算の認定がされている場合、以下の要件全てに該当しているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙8 III 6	申請書 (施設名・加算の適用年月、建物を整備又は取得する際の契約書類等)
	No.	要件	備考						
	ア	事業所内保育事業の用に供する建物が自己所有であるか。	事業所の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	イ	建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	ウ	建物の整備・改修に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていないか。	施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設・改修した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合にはウに該当することとして差し支えない。 ① 老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合 ② 当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと。 ③ 1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	エ	賃借料加算の対象となっていないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	※ 盛岡市は、加算区分のうちA地域の標準に該当								
7 賃借料加算	(1) この加算の認定がされている場合、以下の要件全てに該当しているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙8 III 7	申請書 (施設名、加算の適用年月、賃貸契約書等)
	No.	要件	備考						
	ア	事業所内保育事業の用に供する建物が賃貸物件であるか。	事業所の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	イ	アの賃貸物件に対する賃借料が発生しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	ウ	賃借料の国庫補助を受けた施設について、当該補助に係る残額が生じていないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	エ	減価償却加算の対象となっていないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	※ 盛岡市は加算区分のうちD地域の標準に該当								

第4 加算等の適用に係る要件【事業所内保育事業】							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)
III 加減調整部分							
1 連携施設を設定していない場合	(1) 家庭的保育事業等設備運営基準第6条に定める連携施設を設定しない場合、給付費が調整されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙8 IV 1	
2 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合	(1) 食事の提供に当たり、事業所において調理する方法又は家庭的保育事業等設備運営基準第16条第2項に定める搬入施設から搬入する方法以外の方法による場合、給付費が調整されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙8 IV 2	
3 管理者を配置していない場合	(1) Ⅰ(基本分単価) (1)(イ)iの要件を満たす管理者を配置していない場合、給付費が調整されているか。 ※ 2つ以上の事業所又は他の事業と兼務し、管理者として職務を行っていない者は欠員とみなされ、要件を満たす管理者を配置したこととはならないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙8 IV 3	
4 土曜日に閉所する場合	(1) 事業所を利用する保育認定子どもについて、土曜日（国民の祝日及び休日を除く。以下同じ。）に係る保育の利用希望が無いなどの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある場合、給付費が調整されているか。なお、開所していても保育を提供していない場合は、閉所しているものとして取り扱う。 ※ 他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く。）又は企業主導型保育施設と共同保育を実施することにより、事業所を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙8 IV 4	
5 国家公務員給与改定対応部分の補助を受けた場合	(1) 「保育士・幼稚園教諭等待遇改善臨時特例事業の実施について」（令和3年12月23日府子本第1203号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）に定める国家公務員給与改定対応部分の補助を受けた場合に給付費が調整されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙8 IV 5	
IV 乗除調整部分							
1 定員を恒常に超過する場合	(1) 直前の連続する過去の5年度間に常に利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率（注1）が120%以上の状態にある場合、給付費が調整されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙8 V 1	
	留意事項						
	教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。						
	小規模保育事業（A・B型）は定員19人以下の事業であるが、定員を超えて22人までの受け入れが可能。						
	(注1) 当該年度内における各月の初日の在籍する子ど�数の総和を各月の初日の利用定員の総和で除したものという。						

第4 加算等の適用に係る要件【事業所内保育事業】																			
点検項目	基準内容等の留意点			適	不適	非該当													
				備考 (不適の理由等)		根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)												
V 特定加算部分																			
1 処遇改善等加算 II	(1) 処遇改善等加算 II を副主任保育士等及び職務分野別リーダー等の賃金改善に充てる際、次の要件を満たしているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	処遇改善等加算通知第5 職員の給与明細等 処遇改善等加算適用 申請書等												
	ア 処遇改善等加算 II を確実に該当職員の賃金改善に充てているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>														
	イ 「賃金改善計画書」等を作成し、職員に対して計画の内容を周知しているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>														
	※ 賃金改善見込額、賃金改善を行う給与項目、賃金改善実施期間及び賃金改善を行う方法等を記載すること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>														
	●令和4年度の賃金改善を行った給与項目等について記載			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>賃金改善の有無</th><th>給与規程等 への規定</th><th>項目</th><th>賃金改善の有無</th><th>給与規程等 への規定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本給</td><td>有・無</td><td>有・無</td><td>手当</td><td>有・無</td><td>有・無</td></tr> </tbody> </table>	項目	賃金改善の有無	給与規程等 への規定	項目	賃金改善の有無	給与規程等 への規定	基本給	有・無	有・無	手当	有・無	有・無			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
項目	賃金改善の有無	給与規程等 への規定	項目	賃金改善の有無	給与規程等 への規定														
基本給	有・無	有・無	手当	有・無	有・無														
	※ 処遇改善等加算 II については、毎月支払われる手当又は基本給への上乗せにより行うこと。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>														
	ウ 職員の職責、職位、職務内容に応じた勤務条件等の要件及びこれに応じた賃金体系を給与規程等に定め、職員に対して周知しているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>														
	エ 賃金改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿や証拠書類を5年間保管しているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>														
	(2) 処遇改善等加算 II を副主任保育士等及び職務分野別リーダー等の賃金改善に充てる際、それぞれ次の要件を満たしているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		施設型給付費等に係る 処遇改善等加算 II に係 る研修修了要件につい て（令和3年9月2 日、府子本第897号、 3初幼教第11号、子保 発0902第1号）												
	(ア) 副主任保育士等			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>要件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 対象職員に対し、副主任保育士又は専門リーダー等これらに相当する職位の発令や職務命令が行われているか。</td></tr> <tr> <td>② 対象職員は、児童施設等への勤務経験がおおむね7年以上であるか。</td></tr> <tr> <td>③ 対象職員は、以下の専門分野別研修のうち、副主任保育士等は4つ以上（副主任保育士については、3つ以上）受講するよう努めているか（当該要件の適用は令和8年度の予定であり、令和7年度までの経過措置期間における修了すべき研修については、次のとおり（※）適用することとする。なお、副主任保育士については、当該経過措置期間における1つ分の研修分野の受講を、マネジメント研修の受講に代えて差し支えない。）。</td></tr> </tbody> </table>	要件	① 対象職員に対し、副主任保育士又は専門リーダー等これらに相当する職位の発令や職務命令が行われているか。	② 対象職員は、児童施設等への勤務経験がおおむね7年以上であるか。	③ 対象職員は、以下の専門分野別研修のうち、副主任保育士等は4つ以上（副主任保育士については、3つ以上）受講するよう努めているか（当該要件の適用は令和8年度の予定であり、令和7年度までの経過措置期間における修了すべき研修については、次のとおり（※）適用することとする。なお、副主任保育士については、当該経過措置期間における1つ分の研修分野の受講を、マネジメント研修の受講に代えて差し支えない。）。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>										
要件																			
① 対象職員に対し、副主任保育士又は専門リーダー等これらに相当する職位の発令や職務命令が行われているか。																			
② 対象職員は、児童施設等への勤務経験がおおむね7年以上であるか。																			
③ 対象職員は、以下の専門分野別研修のうち、副主任保育士等は4つ以上（副主任保育士については、3つ以上）受講するよう努めているか（当該要件の適用は令和8年度の予定であり、令和7年度までの経過措置期間における修了すべき研修については、次のとおり（※）適用することとする。なお、副主任保育士については、当該経過措置期間における1つ分の研修分野の受講を、マネジメント研修の受講に代えて差し支えない。）。																			
	※ 令和5年度：1以上の研修分野／令和6年度：2以上の研修分野／令和7年度：3以上の研修分野			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>														
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>i 乳児保育</td><td>iv 食育・アレルギー対応</td></tr> <tr> <td>ii 幼児教育</td><td>v 保健衛生・安全対策</td></tr> <tr> <td>iii 障害児保育</td><td>vi 保護者支援・子育て支援</td></tr> </tbody> </table>	i 乳児保育	iv 食育・アレルギー対応	ii 幼児教育	v 保健衛生・安全対策	iii 障害児保育	vi 保護者支援・子育て支援			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								
i 乳児保育	iv 食育・アレルギー対応																		
ii 幼児教育	v 保健衛生・安全対策																		
iii 障害児保育	vi 保護者支援・子育て支援																		
	④ 副主任保育士は、マネジメント研修を受講するよう努めているか（当該要件の適用は令和8年度の予定）。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>														
	⑤ 対象職員の賃金改善額は、原則月額4万円となっているか。ただし、月額4万円の賃金改善を行う対象職員を1人以上確保（※）した上で、それ以外の副主任保育士等について月額5千円以上4万円未満の改善額とすることができる。 ※ 副主任保育士等に係る加算II算定対象人数に1/2を乗じて得た人数が1人未満となる場合は、1人以上確保することを要しない。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>														

第4 加算等の適用に係る要件【事業所内保育事業】

点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)																																																																	
	<p>(イ) 職務分野別リーダー等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">① 対象職員に対し、職務分野別リーダー等これらに相当する職位の発令や職務命令が行われているか。</td> </tr> <tr> <td colspan="6">② 対象職員は、児童施設等への勤務経験がおおむね3年以上であるか。</td> </tr> <tr> <td colspan="6">③ 対象職員は、以下の専門分野別研修のうち、担当する分野を1つ以上の研修を受講するよう努めているか（当該要件の適用は令和6年度の予定）。</td> </tr> <tr> <td>i</td><td>乳児保育</td><td>iv</td><td>食育・アレルギー対応</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>ii</td><td>幼児教育</td><td>v</td><td>保健衛生・安全対策</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>iii</td><td>障害児保育</td><td>vi</td><td>保護者支援・子育て支援</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="6">④ 対象職員の賃金改善額は、原則月額5千円となっているか。ただし、(ア)の副主任保育士等に係る賃金改善額において月額4万円の改善を行う者を1人以上確保した場合には、(ア)の副主任保育士等への改善額を超えない範囲で月額5千円以上とすることができる。</td> </tr> <tr> <td colspan="8">● (ア) 副主任保育士等及び(イ) 職務分野別リーダー等の対象職員数を記載</td> </tr> <tr> <td>副主任保育士等 賃金改善対象職員数</td><td>人</td><td>職務分野別リーダー等 賃金改善対象職員数</td><td>人</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	要件						① 対象職員に対し、職務分野別リーダー等これらに相当する職位の発令や職務命令が行われているか。						② 対象職員は、児童施設等への勤務経験がおおむね3年以上であるか。						③ 対象職員は、以下の専門分野別研修のうち、担当する分野を1つ以上の研修を受講するよう努めているか（当該要件の適用は令和6年度の予定）。						i	乳児保育	iv	食育・アレルギー対応			ii	幼児教育	v	保健衛生・安全対策			iii	障害児保育	vi	保護者支援・子育て支援			④ 対象職員の賃金改善額は、原則月額5千円となっているか。ただし、(ア)の副主任保育士等に係る賃金改善額において月額4万円の改善を行う者を1人以上確保した場合には、(ア)の副主任保育士等への改善額を超えない範囲で月額5千円以上とすることができる。						● (ア) 副主任保育士等及び(イ) 職務分野別リーダー等の対象職員数を記載								副主任保育士等 賃金改善対象職員数	人	職務分野別リーダー等 賃金改善対象職員数	人					<input type="checkbox"/>						
要件																																																																								
① 対象職員に対し、職務分野別リーダー等これらに相当する職位の発令や職務命令が行われているか。																																																																								
② 対象職員は、児童施設等への勤務経験がおおむね3年以上であるか。																																																																								
③ 対象職員は、以下の専門分野別研修のうち、担当する分野を1つ以上の研修を受講するよう努めているか（当該要件の適用は令和6年度の予定）。																																																																								
i	乳児保育	iv	食育・アレルギー対応																																																																					
ii	幼児教育	v	保健衛生・安全対策																																																																					
iii	障害児保育	vi	保護者支援・子育て支援																																																																					
④ 対象職員の賃金改善額は、原則月額5千円となっているか。ただし、(ア)の副主任保育士等に係る賃金改善額において月額4万円の改善を行う者を1人以上確保した場合には、(ア)の副主任保育士等への改善額を超えない範囲で月額5千円以上とすることができる。																																																																								
● (ア) 副主任保育士等及び(イ) 職務分野別リーダー等の対象職員数を記載																																																																								
副主任保育士等 賃金改善対象職員数	人	職務分野別リーダー等 賃金改善対象職員数	人																																																																					

第4 加算等の適用に係る要件【事業所内保育事業】

点検項目	基準内容等の留意点				適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)
2 施設機能強化推進費加算										
(1) この加算が認定されている場合、事業所における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導体制を充実する等の事業所の総合的な防災対策を図る取組(注1～3)を行っているか。					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙8 VI5	取組内容の記録
	注1	《取組みの実施例》 ①地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。 ②職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。								
	注2	防災対策を図る取組に必要となる経費の総額が、おおむね16万円以上見込まれること。								支出対象経費の請求書等
	注3	支出対象経費	需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費、光熱水費、医療材料費						
			役務費	通信運搬費						
			旅費	普通旅費、日帰旅費、費用弁償						
			謝金	謝礼金、賞賜金						
			備品購入費	お散歩カー・避難車、発電機等						
			原材料費							
			使用料及び賃借料	使用料、リース料						
			賃金							
			委託費							
			※防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。							
	●この加算により支出した経費について記載									
	令和4年度に行った施設の総合的な防災対策を図る取組の内容			左記取組のために 支出した経費の総額	左記取組のために 支出した経費の内容					
				円						
(2) 以下の i ~ v の事業等を複数実施しているか。 (実施している事業等にチェック)										
No.	事業名	内容								
i	延長保育事業	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。			<input type="checkbox"/>					
ii	一時預かり事業 (一般型)	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）			<input type="checkbox"/>					
iii	病児保育事業	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。			<input type="checkbox"/>					
iv	乳児に対する教育・保育の 提供	4月から11月までの各月初日を平均して <u>乳児が3人以上利用していること。</u>			<input type="checkbox"/>					
v	障害児（軽度障害児を含む）に対する教育・保育の 提供	4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。 ※ 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。			<input type="checkbox"/>					
(3) この加算の適用を受けた事業所は、翌年度4月末日までに実績報告書を市長（子育てあんしん課）に提出しているか。					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				実績報告書

第4 加算等の適用に係る要件【事業所内保育事業】						
点検項目	基準内容等の留意点			適	不適	非該当
						備考 (不適の理由等)
3 栄養管理加算	(1) この加算が認定されている場合、食事の提供にあたり、栄養士を活用（※）して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受けているか。	※ 「栄養士の活用」の内容	活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、栄養教諭、学校栄養職員又は調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 第三者評価受診加算	(1) この加算の認定がされている場合、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者評価機関（又は評価者）による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。）を受審し、その結果をホームページ等により広く公表しているか。	※ 第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
						留意事項通知別紙8 鹿VI7
						根拠法令 (関係法令)
						確認すべき事項 (資料・帳簿等)

第4 加算等の適用に係る要件【家庭的保育事業】								
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	
I 基本部分								
1 基本分単価	(1) 基本分単価に含まれる職員構成は、次の（ア）、（イ）のとおりであり、これらを充足しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			留意事項通知別紙5 II 1. (2)		
	<p>(ア) 保育従事者</p> <ul style="list-style-type: none"> i 家庭的保育者及び家庭的保育補助者 子ども 3 人につき家庭的保育者 1 人（家庭的保育補助者を配置する場合は子ども 5 人） <p>(イ) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> i 非常勤調理員等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。 ii 非常勤事務職員 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭的保育者等が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置不要。 ・ 利用子どもが 3 人以下の場合で家庭的保育補助者加算の適用を受ける事業所を除く。 iii 嘴託医、嘴託歯科医 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		勤務表等勤務体制の分かるもの			
	(2) 連携施設に係る経費を給付費より算定しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙5 II 1. (3)	嘱託契約書	

第4 加算等の適用に係る要件【家庭的保育事業】																													
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)																						
II 基本加算部分																													
1 処遇改善等加算 I	<p>(1) 処遇改善等加算 I を、確実に職員（非常勤職員を含む。）の賃金改善に充てているか。</p> <p>(2) 処遇改善等加算 I の加算率の算定にあたり、施設に勤務する全ての常勤職員（令和4年4月1日時点）の平均経験年数をもとに算出しているか。 ※ 常勤職員以外の者であっても、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者は、常勤とみなして算定すること。</p> <p>●令和4年4月1日時点の職員一人当たりの平均経験年数及び常勤職員数を記載</p> <table border="1"> <tr> <th>平均経験年数</th> <th>常勤職員数</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>(3) 処遇改善等加算 I の加算率のうち、賃金改善要件分（うちキャリアパス要件分を含む。）を適用する場合は、次の要件を満たしているか。</p> <p>ア 「賃金改善計画書」等を作成し、職員に対して計画の内容を周知しているか。 ※ 賃金改善見込額、賃金改善を行う給与項目、賃金改善実施期間及び賃金改善を行う方法等を記載すること。</p> <p>●令和4年度に賃金改善を行った給与項目等について記載</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>賃金改善の有無</th> <th>給与規程等 への規定</th> <th>項目</th> <th>賃金改善の有無</th> <th>給与規程等 への規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本給</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>賞与</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>手当</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>一時金等</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ (キャリアパス要件分を適用している場合) キャリアパス要件届出書を市に提出している又は処遇改善等加算 II を適用しているか。 ウ 賃金改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿や証拠書類を5年間保管しているか。</p>	平均経験年数	常勤職員数			項目	賃金改善の有無	給与規程等 への規定	項目	賃金改善の有無	給与規程等 への規定	基本給	有・無	有・無	賞与	有・無	有・無	手当	有・無	有・無	一時金等	有・無	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		処遇改善等加算通知 第4	職員の給与明細等 処遇改善等加算適用 申請書等
平均経験年数	常勤職員数																												
項目	賃金改善の有無	給与規程等 への規定	項目	賃金改善の有無	給与規程等 への規定																								
基本給	有・無	有・無	賞与	有・無	有・無																								
手当	有・無	有・無	一時金等	有・無	有・無																								
2 資格保有加算	(1) この加算がされている場合、保育士資格、看護師免許又は准看護師免許を有する家庭的保育者を配置しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙5 III 2	申請書 勤務表等勤務体制の 分かるもの 資格証及び免許証																						
3 家庭的保育補助者加算	(1) 家庭的保育補助者を配置（※）しているか。 ※ 非常勤の調理員（食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合の給付費の調整を受ける事業所を除く。）とは別途、家庭的保育補助者の配置が必要。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙5 III 3	勤務表等勤務体制の 分かるもの																						

第4 加算等の適用に係る要件【家庭的保育事業】

点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)																	
4 家庭的保育支援加算	<p>(1) 次の要件に該当する家庭的保育支援者又は連携施設から代替保育等の特別な支援等を受けて保育を実施しているか。</p> <p>(ア) 家庭的保育者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 保育士であり10年以上の保育所における勤務又は家庭的保育の経験を有し、一定の研修を修了したものであるか。</td></tr> <tr> <td>② 心身ともに健全であるか。</td></tr> <tr> <td>③ 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有しているか。</td></tr> <tr> <td>④ 乳幼児の保育に関し虐待等の問題が無いと認められるか。</td></tr> <tr> <td>⑤ 児童福祉法及び児童売春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられたことが無いか。</td></tr> <tr> <td>⑥ ①～⑤の要件を満たして市の認定を受け、事業所の家庭的保育者又は家庭的保育補助者に対する(ウ)の指導・支援を行っているか。</td></tr> </tbody> </table> <p>(イ) 連携施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 連携施設であるか。</td></tr> <tr> <td>② 乳幼児の育児・保育に関する相談及び指導について知識及び経験を有するとともに、児童福祉施策について知識を有している専任の保育士等を配置しているか。なお、専任の保育士等は家庭的保育支援者の要件を満たしているか。</td></tr> <tr> <td>③ ①～②の要件を満たして市の認定を受け、事業所の家庭的保育者又は家庭的保育補助者に対する(ウ)の指導・支援を行っているか。</td></tr> </tbody> </table> <p>(ウ) 特別な支援等の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 事業所の求めに応じて、緊急時においても相談・連絡を受ける体制を整備しているか。</td></tr> <tr> <td>② 保育標準時間認定を受けた子ども等への保育や延長保育、家庭的保育者が病気、研修参加又は休暇等を取得する場合等に、当該家庭的保育者に代わって乳幼児の保育を行っているか。また、その場合は必要に応じて家庭的保育支援者又は連携施設の専任保育士等が連携施設まで送迎を行っているか。</td></tr> <tr> <td>③ 家庭的保育事業の実施場所を訪問等することにより、保育の状況把握に努めるとともに、家庭的保育者の相談に応じ、必要な指導・援助を行っているか。</td></tr> <tr> <td>④ 家庭的保育者が保育する乳幼児を定期的に連携施設に招いたり、乳幼児の健康診断を連携施設の利用子どもとともにを行うなどの連携を図るとともに、家庭的保育者に対し、連携施設や地域の行事に関する情報を提供し、当該行事に参加するよう勧めているか。</td></tr> <tr> <td>⑤ 家庭的保育者の居宅等における保育の状況を把握するため、家庭的保育支援者又は担当者は少なくとも3か月に1回以上、さらに、家庭的保育者の状況に応じて、必要な都度、訪問しているか。また、その状況等について市町村との情報共有を図っているか。</td></tr> </tbody> </table>	要件	① 保育士であり10年以上の保育所における勤務又は家庭的保育の経験を有し、一定の研修を修了したものであるか。	② 心身ともに健全であるか。	③ 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有しているか。	④ 乳幼児の保育に関し虐待等の問題が無いと認められるか。	⑤ 児童福祉法及び児童売春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられたことが無いか。	⑥ ①～⑤の要件を満たして市の認定を受け、事業所の家庭的保育者又は家庭的保育補助者に対する(ウ)の指導・支援を行っているか。	要件	① 連携施設であるか。	② 乳幼児の育児・保育に関する相談及び指導について知識及び経験を有するとともに、児童福祉施策について知識を有している専任の保育士等を配置しているか。なお、専任の保育士等は家庭的保育支援者の要件を満たしているか。	③ ①～②の要件を満たして市の認定を受け、事業所の家庭的保育者又は家庭的保育補助者に対する(ウ)の指導・支援を行っているか。	内容	① 事業所の求めに応じて、緊急時においても相談・連絡を受ける体制を整備しているか。	② 保育標準時間認定を受けた子ども等への保育や延長保育、家庭的保育者が病気、研修参加又は休暇等を取得する場合等に、当該家庭的保育者に代わって乳幼児の保育を行っているか。また、その場合は必要に応じて家庭的保育支援者又は連携施設の専任保育士等が連携施設まで送迎を行っているか。	③ 家庭的保育事業の実施場所を訪問等することにより、保育の状況把握に努めるとともに、家庭的保育者の相談に応じ、必要な指導・援助を行っているか。	④ 家庭的保育者が保育する乳幼児を定期的に連携施設に招いたり、乳幼児の健康診断を連携施設の利用子どもとともにを行うなどの連携を図るとともに、家庭的保育者に対し、連携施設や地域の行事に関する情報を提供し、当該行事に参加するよう勧めているか。	⑤ 家庭的保育者の居宅等における保育の状況を把握するため、家庭的保育支援者又は担当者は少なくとも3か月に1回以上、さらに、家庭的保育者の状況に応じて、必要な都度、訪問しているか。また、その状況等について市町村との情報共有を図っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙5 III 4	契約書等
要件																								
① 保育士であり10年以上の保育所における勤務又は家庭的保育の経験を有し、一定の研修を修了したものであるか。																								
② 心身ともに健全であるか。																								
③ 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有しているか。																								
④ 乳幼児の保育に関し虐待等の問題が無いと認められるか。																								
⑤ 児童福祉法及び児童売春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられたことが無いか。																								
⑥ ①～⑤の要件を満たして市の認定を受け、事業所の家庭的保育者又は家庭的保育補助者に対する(ウ)の指導・支援を行っているか。																								
要件																								
① 連携施設であるか。																								
② 乳幼児の育児・保育に関する相談及び指導について知識及び経験を有するとともに、児童福祉施策について知識を有している専任の保育士等を配置しているか。なお、専任の保育士等は家庭的保育支援者の要件を満たしているか。																								
③ ①～②の要件を満たして市の認定を受け、事業所の家庭的保育者又は家庭的保育補助者に対する(ウ)の指導・支援を行っているか。																								
内容																								
① 事業所の求めに応じて、緊急時においても相談・連絡を受ける体制を整備しているか。																								
② 保育標準時間認定を受けた子ども等への保育や延長保育、家庭的保育者が病気、研修参加又は休暇等を取得する場合等に、当該家庭的保育者に代わって乳幼児の保育を行っているか。また、その場合は必要に応じて家庭的保育支援者又は連携施設の専任保育士等が連携施設まで送迎を行っているか。																								
③ 家庭的保育事業の実施場所を訪問等することにより、保育の状況把握に努めるとともに、家庭的保育者の相談に応じ、必要な指導・援助を行っているか。																								
④ 家庭的保育者が保育する乳幼児を定期的に連携施設に招いたり、乳幼児の健康診断を連携施設の利用子どもとともにを行うなどの連携を図るとともに、家庭的保育者に対し、連携施設や地域の行事に関する情報を提供し、当該行事に参加するよう勧めているか。																								
⑤ 家庭的保育者の居宅等における保育の状況を把握するため、家庭的保育支援者又は担当者は少なくとも3か月に1回以上、さらに、家庭的保育者の状況に応じて、必要な都度、訪問しているか。また、その状況等について市町村との情報共有を図っているか。																								

第4 加算等の適用に係る要件【家庭的保育事業】

点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)																											
5 障害児保育加算	<p>(1) 障害児に係る家庭的保育者及び家庭的保育補助者の配置基準が、障害児2人につき1人としているか。</p> <p>(注) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。</p> <p>＜算式＞ [利用子ども数(障害児を除く) × 1／5(小数点第1位まで計算。以下同じ。)] + [障害児数 × 1／2] = 必要補助者数(小数点第1位を切り上げ)</p> <p>●令和5年3月1日現在の状況を記載(単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">配置基準</th> <th>利用子ども数</th> <th rowspan="2">必要補助者数</th> <th rowspan="2">配置家庭的 補助者数</th> <th rowspan="2">判定</th> </tr> <tr> <th>定員数</th> <th>在籍数</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害児を除く 利用子ども数</td> <td>5人につき1人</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害児数</td> <td>2人につき1人</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設合計</td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	配置基準		利用子ども数	必要補助者数	配置家庭的 補助者数	判定	定員数	在籍数		障害児を除く 利用子ども数	5人につき1人		0			障害児数	2人につき1人		0			施設合計		0	0	0		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	留意事項通知別紙5 III5	勤務表等勤務体制の 分かるもの	
配置基準		利用子ども数	必要補助者数	配置家庭的 補助者数				判定																										
定員数	在籍数																																	
障害児を除く 利用子ども数	5人につき1人		0																															
障害児数	2人につき1人		0																															
施設合計		0	0	0																														
6 減価償却費加算	<p>(1) この加算の認定がされている場合、以下の要件全てに該当しているか。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>要件</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>家庭的保育事業の用に供する建物が自己所有であるか。</td> <td>事業所の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること。</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生しているか。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>建物の整備・改修に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていないか。</td> <td> <p>施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設・改修した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合にはウに該当することとして差し支えない。</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認められる場合</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと。</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること。</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>賃借料加算の対象となっていないか。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 盛岡市は、加算区分のうちA地域の標準に該当</p>	No.	要件	備考	ア	家庭的保育事業の用に供する建物が自己所有であるか。	事業所の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること。	イ	建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生しているか。		ウ	建物の整備・改修に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていないか。	<p>施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設・改修した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合にはウに該当することとして差し支えない。</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認められる場合</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと。</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること。</td> </tr> </table>	①	老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認められる場合	②	当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと。	③	1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること。	エ	賃借料加算の対象となっていないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	留意事項通知別紙5 III6	建物を整備又は取得する際の契約書類							
No.	要件	備考																																
ア	家庭的保育事業の用に供する建物が自己所有であるか。	事業所の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること。																																
イ	建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生しているか。																																	
ウ	建物の整備・改修に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていないか。	<p>施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設・改修した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合にはウに該当することとして差し支えない。</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認められる場合</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと。</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること。</td> </tr> </table>	①	老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認められる場合	②	当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと。	③	1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること。																										
①	老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認められる場合																																	
②	当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと。																																	
③	1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること。																																	
エ	賃借料加算の対象となっていないか。																																	
7 賃借料加算	<p>(1) この加算の認定がされている場合、以下の要件全てに該当しているか。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>要件</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>家庭的保育事業の用に供する建物が賃貸物件であるか。</td> <td>事業所の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること。</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>アの賃貸物件に対する賃借料が発生しているか。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>賃借料の国庫補助を受けた施設について、当該補助に係る残額が生じていないか。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>減価償却加算の対象となっていないか。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 盛岡市は加算区分のうちD地域の標準に該当</p>	No.	要件	備考	ア	家庭的保育事業の用に供する建物が賃貸物件であるか。	事業所の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること。	イ	アの賃貸物件に対する賃借料が発生しているか。		ウ	賃借料の国庫補助を受けた施設について、当該補助に係る残額が生じていないか。		エ	減価償却加算の対象となっていないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	留意事項通知別紙5 III7	建物を整備又は取得する際の契約書類 財務諸表等													
No.	要件	備考																																
ア	家庭的保育事業の用に供する建物が賃貸物件であるか。	事業所の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること。																																
イ	アの賃貸物件に対する賃借料が発生しているか。																																	
ウ	賃借料の国庫補助を受けた施設について、当該補助に係る残額が生じていないか。																																	
エ	減価償却加算の対象となっていないか。																																	

第4 加算等の適用に係る要件【家庭的保育事業】							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)
III 加減調整部分							
1 連携施設を設定していない場合	(1) 家庭的保育事業等設備運営基準第6条に定める連携施設を設定しない場合、給付費が調整されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙5 IV 1	
2 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合	(1) 食事の提供に当たり、事業所において調理する方法又は家庭的保育事業等設備運営基準第16条第2項に定める搬入施設から搬入する方法以外の方法による場合、給付費が調整されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙5 IV 2	
3 土曜日に閉所する場合	事業所を利用する保育認定子どもについて、土曜日（国民の祝日及び休日を除く。以下同じ。）に係る保育の利用希望が無いなどの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある場合、給付費が調整されているか。なお、開所していても保育を提供していない場合は、閉所しているものとして取り扱う。 (1) ※ 他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く。）又は企業主導型保育施設と共同保育を実施することにより、事業所を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙5 IV 3	
4 国家公務員給与改定対応部分の補助を受けた場合	(1) 「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施について」（令和3年12月23日府子本第1203号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）に定める国家公務員給与改定対応部分の補助を受けた場合に給付費が調整されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙5 IV 4	

第4 加算等の適用に係る要件【家庭的保育事業】

点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)																						
V 特定加算部分																													
1 処遇改善等加算 II	<p>(1) 処遇改善等加算 II を副主任保育士等及び職務分野別リーダー等の賃金改善に充てる際、次の要件を満たしているか。</p> <p>ア 処遇改善等加算 II を確実に該当職員の賃金改善に充てているか。</p> <p>イ 「賃金改善計画書」等を作成し、職員に対して計画の内容を周知しているか。</p> <p>※ 賃金改善見込額、賃金改善を行う給与項目、賃金改善実施期間及び賃金改善を行う方法等を記載すること。</p> <p>●令和4年度の賃金改善を行った給与項目等について記載</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>賃金改善の有無</th><th>給与規程等 への規定</th><th>項目</th><th>賃金改善の有無</th><th>給与規程等 への規定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本給</td><td>有・無</td><td>有・無</td><td>手当</td><td>有・無</td><td>有・無</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 処遇改善等加算 II については、毎月支払われる手当又は基本給への上乗せにより行うこと。</p> <p>ウ 職員の職責、職位、職務内容に応じた勤務条件等の要件及びこれに応じた賃金体系を給与規程等に定め、職員に対して周知しているか。</p> <p>エ 賃金改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿や証拠書類を5年間保管しているか。</p> <p>(2) 処遇改善等加算 II を副主任保育士等及び職務分野別リーダー等の賃金改善に充てる際、それぞれ次の要件を満たしているか。</p> <p>(ア) 副主任保育士等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 対象職員に対し、副主任保育士又は専門リーダー等これらに相当する職位の発令や職務命令が行われているか。</td></tr> <tr> <td>② 対象職員は、児童施設等への勤務経験がおおむね7年以上あるか。</td></tr> <tr> <td>③ 対象職員は、以下の専門分野別研修のうち、副主任保育士等は4つ以上（副主任保育士については、3つ以上）受講するよう努めているか（当該要件の適用は令和8年度の予定であり、令和7年度までの経過措置期間における修了すべき研修については、次のとおり（※）適用することとする。なお、副主任保育士については、当該経過措置期間における1つの研修分野の受講を、マネジメント研修の受講に代えて差し支えない。）。</td></tr> <tr> <td>※ 令和5年度:1以上の研修分野／令和6年度:2以上の研修分野／令和7年度:3以上の研修分野</td></tr> <tr> <td>i 乳児保育 iv 食育・アレルギー対応</td></tr> <tr> <td>ii 幼児教育 v 保健衛生・安全対策</td></tr> <tr> <td>iii 障害児保育 vi 保護者支援・子育て支援</td></tr> <tr> <td>④ 副主任保育士は、マネジメント研修を受講するよう努めているか（当該要件の適用は令和8年度の予定）。</td></tr> <tr> <td>⑤ 対象職員の賃金改善額は、原則月額4万円となっているか。ただし、月額4万円の賃金改善を行う対象職員を1人以上確保（※）した上で、それ以外の副主任保育士等について月額5千円以上4万円未満の改善額とすることができます。 ※ 副主任保育士等に係る加算 II 算定対象人数に1/2を乗じて得た人数が1人未満となる場合は、1人以上確保することを要しない。</td></tr> </tbody> </table>	項目	賃金改善の有無	給与規程等 への規定	項目	賃金改善の有無	給与規程等 への規定	基本給	有・無	有・無	手当	有・無	有・無	要件	① 対象職員に対し、副主任保育士又は専門リーダー等これらに相当する職位の発令や職務命令が行われているか。	② 対象職員は、児童施設等への勤務経験がおおむね7年以上あるか。	③ 対象職員は、以下の専門分野別研修のうち、副主任保育士等は4つ以上（副主任保育士については、3つ以上）受講するよう努めているか（当該要件の適用は令和8年度の予定であり、令和7年度までの経過措置期間における修了すべき研修については、次のとおり（※）適用することとする。なお、副主任保育士については、当該経過措置期間における1つの研修分野の受講を、マネジメント研修の受講に代えて差し支えない。）。	※ 令和5年度:1以上の研修分野／令和6年度:2以上の研修分野／令和7年度:3以上の研修分野	i 乳児保育 iv 食育・アレルギー対応	ii 幼児教育 v 保健衛生・安全対策	iii 障害児保育 vi 保護者支援・子育て支援	④ 副主任保育士は、マネジメント研修を受講するよう努めているか（当該要件の適用は令和8年度の予定）。	⑤ 対象職員の賃金改善額は、原則月額4万円となっているか。ただし、月額4万円の賃金改善を行う対象職員を1人以上確保（※）した上で、それ以外の副主任保育士等について月額5千円以上4万円未満の改善額とすることができます。 ※ 副主任保育士等に係る加算 II 算定対象人数に1/2を乗じて得た人数が1人未満となる場合は、1人以上確保することを要しない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		処遇改善等加算通第5	職員の給与明細等 処遇改善等加算適用 申請書等
項目	賃金改善の有無	給与規程等 への規定	項目	賃金改善の有無	給与規程等 への規定																								
基本給	有・無	有・無	手当	有・無	有・無																								
要件																													
① 対象職員に対し、副主任保育士又は専門リーダー等これらに相当する職位の発令や職務命令が行われているか。																													
② 対象職員は、児童施設等への勤務経験がおおむね7年以上あるか。																													
③ 対象職員は、以下の専門分野別研修のうち、副主任保育士等は4つ以上（副主任保育士については、3つ以上）受講するよう努めているか（当該要件の適用は令和8年度の予定であり、令和7年度までの経過措置期間における修了すべき研修については、次のとおり（※）適用することとする。なお、副主任保育士については、当該経過措置期間における1つの研修分野の受講を、マネジメント研修の受講に代えて差し支えない。）。																													
※ 令和5年度:1以上の研修分野／令和6年度:2以上の研修分野／令和7年度:3以上の研修分野																													
i 乳児保育 iv 食育・アレルギー対応																													
ii 幼児教育 v 保健衛生・安全対策																													
iii 障害児保育 vi 保護者支援・子育て支援																													
④ 副主任保育士は、マネジメント研修を受講するよう努めているか（当該要件の適用は令和8年度の予定）。																													
⑤ 対象職員の賃金改善額は、原則月額4万円となっているか。ただし、月額4万円の賃金改善を行う対象職員を1人以上確保（※）した上で、それ以外の副主任保育士等について月額5千円以上4万円未満の改善額とすることができます。 ※ 副主任保育士等に係る加算 II 算定対象人数に1/2を乗じて得た人数が1人未満となる場合は、1人以上確保することを要しない。																													
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		施設型給付費等に係る処遇改善等加算 II に係る研修了要件について（令和3年9月2日、府子本第897号、3初幼教第11号、子保発0902第1号）																							

第4 加算等の適用に係る要件【家庭的保育事業】

点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)																																																									
	<p>(イ) 職務分野別リーダー等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 対象職員に対し、職務分野別リーダー等これらに相当する職位の発令や職務命令が行われているか。</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>② 対象職員は、児童施設等への勤務経験がおおむね3年以上あるか。</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>③ 対象職員は、以下の専門分野別研修のうち、担当する分野を1つ以上の研修を受講するよう努めているか（当該要件の適用は令和6年度の予定）。</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>i 乳児保育</td> <td>iv 食育・アレルギー対応</td> <td>ii 幼児教育</td> <td>v 保健衛生・安全対策</td> <td>iii 障害児保育</td> <td>vi 保護者支援・子育て支援</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="6">④ 対象職員の賃金改善額は、原則月額5千円となっているか。ただし、(ア)の副主任保育士等に係る賃金改善額において月額4万円の改善を行う者を1人以上確保した場合には、(ア)の副主任保育士等への改善額を超えない範囲で月額5千円以上とすることができる。</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="8">● (ア) 副主任保育士等及び(イ) 職務分野別リーダー等の対象職員数を記載</td> </tr> <tr> <td>副主任保育士等 賃金改善対象職員数 人</td> <td>職務分野別リーダー等 賃金改善対象職員数 人</td> <td colspan="6"></td> </tr> </tbody> </table>	要件						① 対象職員に対し、職務分野別リーダー等これらに相当する職位の発令や職務命令が行われているか。						② 対象職員は、児童施設等への勤務経験がおおむね3年以上あるか。						③ 対象職員は、以下の専門分野別研修のうち、担当する分野を1つ以上の研修を受講するよう努めているか（当該要件の適用は令和6年度の予定）。						i 乳児保育	iv 食育・アレルギー対応	ii 幼児教育	v 保健衛生・安全対策	iii 障害児保育	vi 保護者支援・子育て支援				④ 対象職員の賃金改善額は、原則月額5千円となっているか。ただし、(ア)の副主任保育士等に係る賃金改善額において月額4万円の改善を行う者を1人以上確保した場合には、(ア)の副主任保育士等への改善額を超えない範囲で月額5千円以上とすることができる。								● (ア) 副主任保育士等及び(イ) 職務分野別リーダー等の対象職員数を記載								副主任保育士等 賃金改善対象職員数 人	職務分野別リーダー等 賃金改善対象職員数 人							<input type="checkbox"/>					
要件																																																																
① 対象職員に対し、職務分野別リーダー等これらに相当する職位の発令や職務命令が行われているか。																																																																
② 対象職員は、児童施設等への勤務経験がおおむね3年以上あるか。																																																																
③ 対象職員は、以下の専門分野別研修のうち、担当する分野を1つ以上の研修を受講するよう努めているか（当該要件の適用は令和6年度の予定）。																																																																
i 乳児保育	iv 食育・アレルギー対応	ii 幼児教育	v 保健衛生・安全対策	iii 障害児保育	vi 保護者支援・子育て支援																																																											
④ 対象職員の賃金改善額は、原則月額5千円となっているか。ただし、(ア)の副主任保育士等に係る賃金改善額において月額4万円の改善を行う者を1人以上確保した場合には、(ア)の副主任保育士等への改善額を超えない範囲で月額5千円以上とすることができる。																																																																
● (ア) 副主任保育士等及び(イ) 職務分野別リーダー等の対象職員数を記載																																																																
副主任保育士等 賃金改善対象職員数 人	職務分野別リーダー等 賃金改善対象職員数 人																																																															

第4 加算等の適用に係る要件【家庭的保育事業】

点検項目	基準内容等の留意点				適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)																																																																																																																																																																																																																											
2 施設機能強化推進費加算	(1) この加算が認定されている場合、事業所における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導体制を充実する等の事業所の総合的な防災対策を図る取組(注1～3)を行っているか。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙5 v 5	取組内容の記録																																																																																																																																																																																																																											
		注 1 《取組みの実施例》 ①地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。 ②職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。																																																																																																																																																																																																																																			
		注 2 防災対策を図る取組に必要となる経費の総額が、おおむね16万円以上見込まれること。																																																																																																																																																																																																																																			
<table border="1"> <tr> <td rowspan="9">注 3 支出対象経費</td> <td>需用費</td> <td>消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費、光熱水費、医療材料費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>通信運搬費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td>普通旅費、日帰旅費、費用弁償</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>謝金</td> <td>謝礼金、賞賜金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備品購入費</td> <td>お散歩カー・避難車、発電機等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原材料費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用料及び賃借料</td> <td>使用料、リース料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>賃金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>委託費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="11">※防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。</td></tr> <tr> <td colspan="11"> <p>●この加算により支出した経費について記載</p> <table border="1"> <tr> <td>令和4年度に行った施設の総合的な防災対策を図る取組の内容</td> <td>左記取組のために 支出した経費の総額</td> <td>左記取組のために 支出した経費の内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> </table> </td></tr> <tr> <td colspan="11">(2) 以下の i ~ v の事業等を複数実施しているか。 (実施している事業等にチェック)</td></tr> <tr> <td colspan="11"> <table border="1"> <tr> <td>No.</td> <td>事業名</td> <td>内容</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>i</td> <td>延長保育事業</td> <td>子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ii</td> <td>一時預かり事業 (一般型)</td> <td>子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>iii</td> <td>病児保育事業</td> <td>子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>iv</td> <td>乳児に対する教育・保育の提供</td> <td>4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>v</td> <td>障害児（軽度障害児を含む）に対する教育・保育の提供</td> <td>4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。 ※ 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td></tr> <tr> <td colspan="11">(3) この加算の適用を受けた事業所は、翌年度4月末日までに実績報告書を市長（子育てあんしん課）に提出しているか。</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td></td><td></td><td></td><td>実績報告書</td></tr> </table>	注 3 支出対象経費	需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費、光熱水費、医療材料費									役務費	通信運搬費									旅費	普通旅費、日帰旅費、費用弁償									謝金	謝礼金、賞賜金									備品購入費	お散歩カー・避難車、発電機等									原材料費										使用料及び賃借料	使用料、リース料									賃金										委託費										※防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。											<p>●この加算により支出した経費について記載</p> <table border="1"> <tr> <td>令和4年度に行った施設の総合的な防災対策を図る取組の内容</td> <td>左記取組のために 支出した経費の総額</td> <td>左記取組のために 支出した経費の内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> </table>											令和4年度に行った施設の総合的な防災対策を図る取組の内容	左記取組のために 支出した経費の総額	左記取組のために 支出した経費の内容		円		(2) 以下の i ~ v の事業等を複数実施しているか。 (実施している事業等にチェック)											<table border="1"> <tr> <td>No.</td> <td>事業名</td> <td>内容</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>i</td> <td>延長保育事業</td> <td>子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ii</td> <td>一時預かり事業 (一般型)</td> <td>子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>iii</td> <td>病児保育事業</td> <td>子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>iv</td> <td>乳児に対する教育・保育の提供</td> <td>4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>v</td> <td>障害児（軽度障害児を含む）に対する教育・保育の提供</td> <td>4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。 ※ 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>											No.	事業名	内容									i	延長保育事業	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。	<input type="checkbox"/>								ii	一時預かり事業 (一般型)	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）	<input type="checkbox"/>								iii	病児保育事業	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。	<input type="checkbox"/>								iv	乳児に対する教育・保育の提供	4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。	<input type="checkbox"/>								v	障害児（軽度障害児を含む）に対する教育・保育の提供	4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。 ※ 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。	<input type="checkbox"/>								(3) この加算の適用を受けた事業所は、翌年度4月末日までに実績報告書を市長（子育てあんしん課）に提出しているか。																<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				実績報告書
注 3 支出対象経費		需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費、光熱水費、医療材料費																																																																																																																																																																																																																																		
		役務費	通信運搬費																																																																																																																																																																																																																																		
		旅費	普通旅費、日帰旅費、費用弁償																																																																																																																																																																																																																																		
		謝金	謝礼金、賞賜金																																																																																																																																																																																																																																		
		備品購入費	お散歩カー・避難車、発電機等																																																																																																																																																																																																																																		
		原材料費																																																																																																																																																																																																																																			
		使用料及び賃借料	使用料、リース料																																																																																																																																																																																																																																		
		賃金																																																																																																																																																																																																																																			
	委託費																																																																																																																																																																																																																																				
※防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。																																																																																																																																																																																																																																					
<p>●この加算により支出した経費について記載</p> <table border="1"> <tr> <td>令和4年度に行った施設の総合的な防災対策を図る取組の内容</td> <td>左記取組のために 支出した経費の総額</td> <td>左記取組のために 支出した経費の内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> </table>											令和4年度に行った施設の総合的な防災対策を図る取組の内容	左記取組のために 支出した経費の総額	左記取組のために 支出した経費の内容		円																																																																																																																																																																																																																						
令和4年度に行った施設の総合的な防災対策を図る取組の内容	左記取組のために 支出した経費の総額	左記取組のために 支出した経費の内容																																																																																																																																																																																																																																			
	円																																																																																																																																																																																																																																				
(2) 以下の i ~ v の事業等を複数実施しているか。 (実施している事業等にチェック)																																																																																																																																																																																																																																					
<table border="1"> <tr> <td>No.</td> <td>事業名</td> <td>内容</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>i</td> <td>延長保育事業</td> <td>子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ii</td> <td>一時預かり事業 (一般型)</td> <td>子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>iii</td> <td>病児保育事業</td> <td>子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>iv</td> <td>乳児に対する教育・保育の提供</td> <td>4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>v</td> <td>障害児（軽度障害児を含む）に対する教育・保育の提供</td> <td>4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。 ※ 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>											No.	事業名	内容									i	延長保育事業	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。	<input type="checkbox"/>								ii	一時預かり事業 (一般型)	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）	<input type="checkbox"/>								iii	病児保育事業	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。	<input type="checkbox"/>								iv	乳児に対する教育・保育の提供	4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。	<input type="checkbox"/>								v	障害児（軽度障害児を含む）に対する教育・保育の提供	4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。 ※ 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																
No.	事業名	内容																																																																																																																																																																																																																																			
i	延長保育事業	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																		
ii	一時預かり事業 (一般型)	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																		
iii	病児保育事業	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																		
iv	乳児に対する教育・保育の提供	4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																		
v	障害児（軽度障害児を含む）に対する教育・保育の提供	4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。 ※ 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																		
(3) この加算の適用を受けた事業所は、翌年度4月末日までに実績報告書を市長（子育てあんしん課）に提出しているか。																																																																																																																																																																																																																																					
					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				実績報告書																																																																																																																																																																																																																											

第4 加算等の適用に係る要件【家庭的保育事業】

点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)			
3 栄養管理加算	<p>(1) この加算が認定されている場合、食事の提供にあたり、栄養士を活用（※）して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受けているか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">※</td> <td style="width: 90%;">「栄養士の活用」の内容</td> <td style="width: 100%;">活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、栄養教諭、学校栄養職員又は調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。</td> </tr> </table>	※	「栄養士の活用」の内容	活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、栄養教諭、学校栄養職員又は調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙5 V6	栄養士の雇用契約、資格証の写し等
※	「栄養士の活用」の内容	活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、栄養教諭、学校栄養職員又は調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。								
4 第三者評価受診加算	<p>(1) この加算の認定がされている場合、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者評価機関（又は評価者）による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。）を受審し、その結果をホームページ等により広く公表しているか。</p> <p>※ 第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙5 V7	申請書等 評価機関との間の契約書等			